

第百八十三回国会 参議院農林水産委員会會議録第七号

平成二十五年五月二十一日(火曜日)

午前十時一分開会

委員の異動

五月二十日

辞任

金子 恵美君
山田 俊男君

補欠選任

小川 敏夫君
熊谷 大君

五月二十一日

辞任

松浦 大悟君

補欠選任

小見山幸治君

出席者は左のとおり。

委員長

中谷 智司君

理事

郡司 彰君
徳永 エリ君
野村 哲郎君
長谷川 岳君

委員

一川 保夫君
岩本 司君
小川 敏夫君
小見山幸治君
岡田 直樹君
加治屋義人君
熊谷 大君
福岡 資麿君
白浜 一良君
横山 信一君
山田 太郎君
平山 幸司君
紙 智子君
舟山 康江君

農林水産大臣

林 芳正君

副大臣

内閣府副大臣

伊達 忠一君

農林水産副大臣

環境副大臣

加治屋義人君
田中 和徳君

大臣政務官

農林水産大臣政務官

稲津 久君

事務局側

常任委員会専門員

稲熊 利和君

政府参考人

消費者庁審議官

菅久 修一君

農林水産大臣官房総括審議官

農林水産大臣官房総括審議官

荒川 隆君

農林水産省消費・安全局長

農林水産省食料産業局長

山下 正行君
藤本 潔君

農林水産省経営局長

農林水産省農村振興局長

針原 寿朗君
奥原 正明君

水産庁長官

環境省自然環境局長

伊藤 哲夫君

本日(の)會議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○農林水産に関する調査

(環太平洋パートナーシップ(TPP)協定交渉参加に関する件)

(飢餓と飽食への取組に関する件)

(攻めの農林水産業に関する件)

(食品安全行政の一元化に関する件)

(農林漁業成長産業化ファンドに関する件)

(人・農地プランの進捗に関する件)

(ゼニガタアザラシによる漁業被害対策に関する件)

(中国漁船による虎網使用に関する件)

○森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(中谷智司君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日、金子恵美さん及び山田俊男君が委員を辞任され、その補欠として小川敏夫君及び熊谷大君が選任されました。

○委員長(中谷智司君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

農林水産に関する調査のため、本日の委員会に、理事會協議のとおり、消費者庁審議官菅久修一君外八名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(中谷智司君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(中谷智司君) 農林水産に関する調査を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○郡司彰君 おはようございます。民主党・新緑風會の郡司でございます。林大臣になりまして初めての質問をさせていただきますというふうに思っております。

御存じのことかもしれませんが、政権交代まで大臣を務めさせていただきました。その間に、もう少し余裕があればこういうことに取り組

みたいなのということが幾つかございましたけれども、その一つの食の問題について今日は質問をさせていただきます。このように思っているところでございます。

まず一つ目でございますけれども、食の問題とい

いますといろいろな切り口があるのかというふう

に思っております。国内でも、例えば安全の

問題であるとか、あるいは病気に掛かる物質が

含まれているとかいろいろなことがありますけれど

も、私自身はある方の話も伺って、大きなこと

を言えば、食の問題というのは飢餓という問題と

飽食というこの二つだというような認識をかねが

ね持っております。

御存じのように、直近の数字というのがなかなか

新しいものでは見当たりませんけれども、例え

ば、二〇一〇年でありまして飢餓人口が九億二千

万人、これは人口の一六％に相当をし、七人に一

人ということになるわけでありまして。そしてま

た、昨日、一番新しい数字をと思つてネットの方

で調べさせていただきましたが、では、年間にこの

ことによつてどのぐらいの方々を実際の身体的

な、何というんでしょうか、障害といひますか、

あるいは死に至るようなことになつていらっしゃる

うか。これ、二万五千人というのが一日当たりと

いうような数字で出ておりました。ざつと計算を

すると年間に九百万を超える方、しかし、統計上

は、推計でいうと二千万ぐらいの方々が年間に餓

死をしているんじゃないか、これは女性、子供を

中心にということでございます。だとすると、こ

れは、第二次世界大戦で期間中失つた全ての方々

の数が約二千万というようなことを言われており

ますので、相当な数の方が毎年食の問題で亡く

なつていいます。

しかし、これは、何ということかという、

ニュースにさえならない、当たり前のこととして

日常茶飯にそれだけの人が亡くなっている、こういう現状があるわけでありませうけれども、このような現状に対して、まず林大臣の御認識というものを伺いたいと思います。

○国務大臣(林芳正君) 郡司前大臣、よく存じ上げておりますが、大変に御縁をいただいております。実は、たしか議院運営委員会でも御一緒させていただいたわけでございまして、大変丁寧な引継ぎをいただきまして、しつかりとその後をやつていきたいと思っておりますが、今、郡司先生からは、もう少し時間があれば取り組みたいということでの質問をいただきました。

このFAOの数字でございまして、世界の栄養不足人口というのが八・七億人ということでございます。これが、世界人口七十億の中の八・七というところでございまして、一九九〇年ぐらいが十億、それから九九年が九・二億ということで、人口が増えていく中で減つてはおりますけれども、まだ日本の人口の約八倍の方が栄養不足しているということ、そして、今先生からお話がありましたように、飢餓による死亡、統計上は毎日二万五千人ということでございます。

なかなか我々日本で暮らしておりますとイメージしにくい状況であります。食べるものがなくて亡くなるということはどれほどつらいことだろうかと、こう思いますと心が痛む話でございまして、この飢餓や貧困というものの解決というのは、やはりその国々に委ねるということを超えて、国際社会が全体としてやっばり協力して取り組んでいかなければならないと、こういうふうに見ております。

我が国としても、世界的な食料の生産拡大など、農林水産業への支援を通じて、飢餓・貧困対策に積極的に貢献していくことが重要だと考えておりまして、たしかこの委員会でもネリカ米の御議論もいただいたというふうに記憶しておりますが、国連等の関係機関等とも連携しながら、このアフリカ諸国における米や芋、それから豆類の増産支援等の取組を実施しているところでござい

ます。

○郡司彰君 ありがとうございます。

大臣も、やはり同じような認識の下にアフリカに対する支援等を行つてきた。時あたかもでございますけれども、六月の一日からTICADV、第五回アフリカ開発会議というものが横浜で開かれることにもなっているかというふうに思っております。

アフリカは、今現在、十億人ぐらいの人口を抱えておりますけれども、予測からすれば二〇五〇年には二十億、倍増するだろうと、このように言われているところであります。そして、二、三年前、政府の方も、これは別の閣僚会議の中でこのことであつたというふうに思いますけれども、これから民間の企業がアフリカに投資等を行う場合には援助をしていくというように決めたというところを流しております。いろいろな分野があろうかというふうに思いますので、農林水産に限つて言えば、どのようなお考えでどのようなことになるのだろうか。

それから、もちろんこれは今の大臣の発言の中にもあつたというふうにも思いますけれども、これは、民間の企業、それから相手の国、そしてその相手の現地の生産をする方々、関係を築く方々、トリプル・ウィンというような関係にならなければいけないだろう、こういうふうにも思っております。一方で、しかしながらこれまでの取組等を見るとなかなかそうではないということが私どもの国以外ではまだ起こっているやもしれませんし、これからアフリカというところの取組については、先ほど大臣が言われましたように、なかなか見えにくい地域でもありますので、十分にその辺のところを留意してやつていただきたいと思ふべきけれども、大臣にお答えをお聞かせいただければと思います。

○政府参考人(山下正行君) お答え申し上げます。アフリカ開発会議、いわゆるTICADでございますけれども、これは一九九三年以降日本が主

導し、国連や国連開発計画、それから世銀などと共同で開催しているものでございまして、今回、先生がおつしやいましたように、六月一日から三日まで、横浜におきまして第五回の会合が開催されることになっております。

近年、アフリカは経済成長を遂げている一方、栄養不足人口はFAOの統計では二億人以上に上りまして、貧困や飢餓といった克服すべき課題を抱えていると考えております。これらの課題を克服するためには、我が国の有する高い農業生産技術を生かし、アフリカ諸国自身による農業生産の増大と生産性の向上が図られるよう、技術の移転、普及を行うことが重要と認識しております。

また、今回、TICADVということになるわけでございますけれども、ここにおきましては、アフリカの持続的経済成長には民間投資の促進が重視されているということでございます。ただし、大規模な海外農業投資の一部には、農地の争奪等と新植民地主義といった、こういった懸念もあることから、被投資国、それから小農も含めた現地の人々、それから投資家の三者が裨益するいわゆる責任ある農業投資を行うことが重要と考えておりまして、農林水産省としては、FAOの世界食料安全保障委員会におきまして責任ある農業投資原則の策定に向けた議論に積極的に参画しているところでございます。

○郡司彰君 今御答弁をいただきましたような形で、やはり日本の国が出ていった場合には違うぞと、いい結果がもたらされるんだという形で取組をいただきたいなというふうに思っております。

そして、より具体的には、私自身もこれまでいろいろなところで発言をさせていただきましたけれども、農業・農村開発を通じて飢餓や貧困を撲滅していきたいと、こういうようなことを訴えさせていただきました。これはもう技術の面からいえばソフト、ハード一体で途上国へ移転をするというふうなこともやつていかなければいけませんし、先ほどのネリカ米、これ随分、オカボだけではなくて水田にも適応するようなもの、それから

燐をわざわざ後に加えても育つようなものができていたり、いろんなことができてきているんだらうなというふうに思っております。

そして、そういう中で、先ほど来からの話の延長ではございますけれども、しかしながら、そうしたことを併せて、アフリカあるいはいろいろな国の農地を取得するというのも現実的には起こつてきているというふうにも思っております。

このことに関しましては、先ほどの御答弁にもありましたが、アフリカそのものは歴史上飢えていなかった土地、しかしそれがプランテーションによつて換金作物を作られることによつて飢えが蔓延したと、こういうようなことが歴史上の事実だろうというふうに思いますので、決してそのようなことが再び起こらないような何らかの歯止めとか、倫理面だけではないで、必要ではないかなというふうに思っております。

これはアフリカだけではなく、例えば近隣のアジアの関係においても、私どもの有能な技術者の方々が、あるいは研究者の方々が、例えば新しい種を作つた。しかし、日本で栽培をするより前に例えば隣の中国でもう作られていて、それが逆に輸入をされるようなこともこれまでにもあつたというふうに思っておりますので、農地についてはしっかりと考えた方を持つべきだ。

それから、それ以外のものについても、きちんと移転を行うことと同時に、そこに対して何らかのことというものを考えていかなければいけないのではないかと、このように思っております。それに対してのお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○政府参考人(山下正行君) お答え申し上げます。我が国は農業分野における世界第二位の支援国でございます。農林水産省は、外務省それからJICA、国際機関等と連携をいたしまして、先ほどもございましたネリカ米を始めとした米生産を倍増すべくアフリカの稲作普及に取り組みほか、芋とかそれから豆の増産を支援しているところで

ございます。また、農業用水の確保や効率的な水利用のためのかんがい施設整備等、持続可能な農業・農村開発を支援するなど、研究開発それから普及及び施設整備等を一体的に支援しているというところでございます。

先ほどもございましたけれども、ODAのみならず民間投資の活用も重要でございますけれども、先ほども申し上げましたけれども、いわゆる農地争奪それから新植民地主義という懸念があることから、先ほども申し上げましたが、被投資国、それから特に小農を含めた現地の人々、投資家の三者の裨益する責任ある農業投資ということにつきまして、国際的な議論に積極的に参加していきたいと思っております。

○郡司彰君 先ほど林大臣からの答弁の中で、ちよつと前まで十億人ぐらい飢餓人口がいたんだということとございました。五、六年前まで、世界のそうした統計を取ると、かなりの数、中国の方々の人口が、そのうち一億五千万とか一億三千万とかという数字で出ておったんです。

これはやはり、しっかりと取組でその国の力が付いてくれば、その分ぐらいは減ってきているけれども、まだそれ以外のところで可能性があるということを示しているというふうに思いますので、これらについては日本も世界の大きな力を持つていて、発言権を持つていられるんだと、そのようなことで取組をいただきたいというふうに思っております。

次に飽食の方の関係でございますけれども、今日、農林水産省でお作りになった資料を配らせていただいております。それをちよつと目を通させていただきます。ただ、これというふうに思いますが、一枚目の紙にFAOの調査結果の概要が主な調査結果として出ております。ここを読みますと、生産から消費に至るフードサプライチェーンの中で、世界の生産量の三分の一に当たる十三億トンの食料が毎年廃棄をされているという数字がございます。その下には地域別の一人当たり年間の食品廃棄というのがございますけれども、これを単純

に日本に当てはめると百三十三キログラムぐらいの数になる計算にもなるわけであります。

二枚目を見ていただきますと、日本では食べ物の約二割に当たる年間約千八百万トンの食品廃棄物が出ておりますけれども、その中で、本来食べられるのに廃棄をされているいわゆる食品ロスが年間四百万トンから八百万、上限でいいますと、事業系で四百万トン、それから家庭用の廃棄物として四百万トン。

この四百万トンというのは、さらにその次のページを見ていただきますと、世界全体の食料援助量の約二倍に該当すると、両方合わせた八百万トンがですね。こういう国に私どもは住んでいるんだというようなことを頭に置きながら、もう一度繰り返して言えば、世界の一・八％の人口、その中で、穀物貿易量の約一割というものを私どもの国は輸入をしているということにもなるわけであります。

こうした現状について、大臣の御認識をまずお伺いしたいと思います。

○国務大臣(林芳正君) 今、郡司先生がおっしゃいましたように、大変一言言うのもつたないないことが起こっているということではないかなというふうに思います。約千八百万トンの食用の食料のうち食品ロス、今おっしゃっていただいたように五百から八百万トンということです。食品工場、スーパー、レストランという企業の方が三百から四百で、家庭でも食べ残しや調理ロスとして二百から四百万トンと。我が家では私が大体残飯整理をすることになっておりますので、こういう割合で出ていないとは思っておりますが、ただ、やつぱりこういう食品ロスは、大変に処理や管理にコストが掛かるということで、企業収益も実は圧迫をしているというふうに言われております。

冒頭申し上げましたように、やはりもつたないないという言葉がもうほかの国に行ってもそのまま通じるように、これはマタイさんの御功績が大きかったことだと思いますが、発祥地としてやつぱり我が国は率先してこのことに取り組ん

でいかなければならないと思っておりますし、そもそもこの言葉がありますように、食事の前に手を合わせるという習慣あるわけでございまして、やはりそういうところもうまく用いながらこの問題に取り組んでいかなければならないと思っております。

先ほど来の話で、八億人を越える人が栄養不足ということでございます。中国のお話ありましたけれども、まだまだ中国の中でもいらつしやるんではないけれども、やつぱり国としてある程度離陸をしていく途中でその国の人が減っていくと。ただ、委員がおっしゃったように、責任ある投資原則というのとは違って、いい離陸の仕方をしてもらわないと、結局そういう方々には自分の国で作っているものも行かない、こういうこともあるわけでございますから、そういうことも併せて考えますと、やはり大量の輸入をしている我が国としては、この食品ロスの問題は人道的な面からも解決すべき課題だというふうに考えておるところでございます。

○郡司彰君 改めて、お配りをした資料の二枚目を御覧になっていただきたいというふうに思っております。

先ほど概括的に申し上げましたが、下段の方の右寄りの方、食品由来の廃棄物、一千七百十三万トンの内訳が書いてございます。上限でいえば、それぞれ事業系あるいは家庭用、可食部分の捨てられるものが四百万トンということになるわけでありますけれども、事業系そのものでいうと、六百四十一万トンのうち焼却、埋立ては三百三十二万トン。半分ぐらいはそれでも捨てられる、燃やされるということになるわけであります。一方、家庭用のものを見ますと、焼却あるいは埋立てというのが、一千五百万トンという数字になつて、こちらの方はほとんどが焼却あるいは埋立てというところになるわけであります。

それで、最後のページを御覧になつていただきたいというふうに思いますが、この食品の廃棄物を処理するためにどのぐらいの税金を使つてい

るんだということになりますと、これ漸減をしているような数字が出てきておりまして、そのことは喜ばしい。しかし、ピーク時で見ますと、平成十三年度、二・六兆円、二十一年度で約一・八兆円、これは神奈川県の間年度の予算に匹敵する額だそうであります。また、個人個人で見まして、十三年が二万五百万、それから二十一年には一万四千円をちよつと超える数字になつておりまして、それぞれ国、家庭、努力をされているということは分かるんであります。しかし、それでもなおかつ二兆円近いものが、これは、これに含まれない新たな処理場の建設のものでありますとか、いろいろなもの加わることによってまだ相当程度税を投入をしているということになるわけであります。

もう繰り返しませんけれども、これは、世界中の農地を使い、水を使い、労働力を使って、大量のCO₂を排出をさせながら運んできて、そして、私どもの国においてはそれによって河川、湖沼の富栄養化もたらすことになるかもしれない。一方で、送り出した国においては、その作物の、何というんですか、実りが土に戻るというところがないとすれば、その土地は、土壌は痩せていつて砂漠化をするようなことの連鎖を生み出しているかもしれない。持つてきたところで二兆円に近いお金を使っている。

こういうような現状がある中で、一部業者の方々、業務用の方々については、四ページにありますが、これまでの三分の一のルールといたしまして、ここには例示として六か月のものがありますけれども、作つてから二か月以内に商品として並ぶ、それから二か月間は販売をする、そして賞味期限の二か月前になつたら回収をして廃棄をするというのがいわゆる三分の一ルールであります。これは余りにも食品ロスを生み出すような要素ではないかということでの取組がされてきて、随分と改善をされているというふう聞いております。その取組の成果等についてお話をいただければというふうに思います。

○政府参考人(針原寿朗君) 今御指摘になりました。食品ロスの発生要因の大きな要因と考えられる商慣習でございますが、この問題につきましても、昨年の十月から、農林水産省が事務経費を補助いたしまして民間団体が主体となったワーキングチーム、食品ロス削減のための商慣習検討ワーキングチームを設置しております。実態、問題を共有するとともに、解決を目指す検討が進められているところでございます。

この三月五日に中間取りまとめが公表されました。これに基づきまして、本年六月をめどに納品期限の見直し、取りあえず三分の一をアメリカ並みの二分の一にするような取組をパイロット的に行う、そのようなパイロットプロジェクトを開始すべく、現在、菓子、飲料の食品メーカーさん、製造でございます、それから卸売業の方、それからチェーン展開している小売業の方等の関係者によって実施に向けた調整が進められているわけでございます。

農林水産省といたしましても、関係省庁と一体となつてこの商慣習の見直しの取組に積極的協力してまいりたいと考えております。

○郡司彰君 一ページ目には、ヨーロッパの方で、EU関係の中で、来年でありまして二〇一四年、ヨーロッパ反食品廃棄年という形で取組を行うということが記載をされております。これ日本もまねしてやれということだけで実効性が上がるというふうには思いません。

例えば、これほど世界の中で短い期間に食文化、今大半は襲められているところがありますけれども、逆に捨てさせてきたような国というの少ないのではないかなというふうにも思っております。女性のことだけ言うとも恐縮ですが、三十歳、二十歳代の女性の方で、冷蔵庫はあるけれども、まないた、包丁、その他は一切持っていないという単身の方々の比率というのは三割近くになっているという数字もございいます。それから、食べ残しのうち、大体四割近くが食

べられるものを捨てるんだけれども、その半分については封も切らずに日にちに捨てるというようなことが、これは女性だけではありませんけれども、数字としては上がってきているんですね。こういうようなことを考えて、しかしながら啓発ということもやっていかなければいけないだろう。

あるいは、教育の現場で、例えばフランスの女性の方々、私もお付き合いもしたことないので分かりませんが、成人になるまでにはジビエの料理の仕方がほとんどできるようになっているとか、それから私、大臣のときにイタリアの方にFAOの会合で行かせていただいて、ワイン農家に寄らせていただいたときに、出てきたメインディッシュはウサギの肉でございました。

こういうような文化というものがしっかりと根付いて残っているということも含めて、私どもの国においても、このヨーロッパにおけるところのまねをするということではなくて、何らかの飢餓と飽食について考えるような取組というのを政府全体で行っていただければというふうに思っております。大臣の方からお考えがあればお聞かせいただきたいと思っております。

○国務大臣(林芳正君) まさに今先生から御披露いただいた数字は、ちよつと私も今聞いて、ああ、そんなに多いんだなと思つたわけでございいます。自分が余り包丁を握つてこととやらないものですか、人のことを言える立場じゃないとは思いますが、食育とかいろんな伝統ある食習慣、こういうものをやはり知らないということがあると、思ふて、ああ、いいなと思つていただければ、別に嫌だからやらないということではないという部分があるのではないかなと、こういうふうに思います。

先ほどのお話がありますように、企業の部分、家庭からの部分、それぞれ三百から四百、二百から四百ということになっておりますが、需給予測

の向上とか商慣習の見直し、今事務方、局長から答弁させていただきまして、やつておりますが、この家庭の取組というのはまだ正直言って不十分だろうなというふうに思っております。

何度か言うようですが、もったいないという意識、食に対する感謝の念。私のような田舎ですと、春、五穀豊穡をお願いして、秋にそれを感謝をするということを集落でやっている、こういうことも含めて、このやはりもったいないとか有り難いという意識の啓発が重要である。余計なことですが、有り難いという言葉も、元々はなかなかないことであるというのが語源でございまして、五穀豊穡でお米を腹いっぱい食べるということとは有り難いことであるという言葉の意味をやはりかみしめるということではないかというふうに思います。

先ほどありましたように、七月に立ち上げられました食品ロス削減関係省庁等連絡会議、これにおきまして、消費者の意識改革に向けた取組というものを連携して推進し、国民運動として展開されていくことを目指しております。シンポジウムの開催や政府広報、それからPR、マスコミへの情報発信ということで取り組んでおりまして、例えば、我々、ネクタイ外させていただいておりますが、クールビズといったような、一言で分かりますような食品ロスを削減していくキャッチフレーズのなものもしつかりと考えて、この発信を強化していきたいと考えておるところでございいます。

○郡司彰君 ありがとうございます。冒頭申し上げましたように、今の政府、省の対応がどうのこうのということではなくて、できますれば私もこういう問題に取り組みたかったというふうな中で、これからまた林大臣には積極的にお願いをしたいなというふうに思います。

先ほど来から出ております、もったいないという言葉でございしますが、大臣が言われましたように、日本の食文化あるいは風習等を襲めるような言葉として世界中に使われておりますけれども、私自身は、その分はもちろん有り難いとい

う思いで受けるにしても、先ほど来からの話を聞けば、もつとしつかりしろという意味で、もったいないというのはおまえたち自身がもつと考えるべきだという言葉でとらえておく必要もあるのではないかなというふうに思っております。

何年前だか忘れましたが、愛知万博の記念式典、開会式典に行きましたときに記念品をいただきました。どういうものかといいますと、十センチ四方ぐらいの麻袋が配られてまして、その中にたつた一つコインが入つておりました、トウモロコシが入つておりました。その上には、袋のこの袋の中から考えろというようにメッセージがあつたんだろうというふうに思っております。そういう意味で、ここから先が本来私が言いたかったことなんでしょうけれども、今でも、数は足りているけれども餓死者が何百万、何千という形で出てきている、これは人類の英知というのがやはりそこに至っていないということの証左であらうというふうに思っております。

一つは、もちろん自由に貿易をしていいわけでありまして、この食料というもののに関して本場に市場という中の原理だけでいいんだろうか、そこに何らかしら、これからやはり知恵を働かすということがなければいけないではないか。私は、そういう意味において、一つはPPPの議論というものがあつたけれども、その一つ一つの議論ではなくて、全体として食料というものをそういう範疇だけで扱つていいんだろかというふうな思いがありますけれども、もし何か大臣の御感想がありましたらお伺いしたいと思います。

○国務大臣(林芳正君) まさに食品とか農産物というものは、今先生がおっしゃつていただいたように、何というんですか、自動車とかテレビというふうな工業製品とは全くそういう意味で違つています。ですから、付加価値を付けて自由に取引をして経済的価値を高めるといふ産業的な側面もあるんでございますが、それ以上に、やはり人間

の生存といえますか、それにとつて不可欠なものであると。

私、冒頭に申し上げましたように、日本でこういう暮らしをしておりまして、なかなかそこを忘れたことになるわけですが、やっぱり世界ではまだ、今日御議論いただいているように、そういう状況がまだまだあるということにやっぱり思いをはせて、世界全体でこのことに取り組んでいくということが必要であると思っております。

十九世紀から二十世紀にかけて、いつとき人口論みたいなものが出てきたことがあって、もう全く足りなくなるぞというようなことが一度あつて、その後、農業等、グリーンレボリューションということがあつて、そういうことが実際にはなかったということですが、また今度は別の形でこういう問題が出てきて、あのときは全体の需要と供給のバランスが崩れるという話でありましたが、今はもう、まさに委員がおっしゃるように、供給過剰の国が一方であつて、需要がもう凌駕されている国があつて、一方で全く供給が足りない国がある。このアンバランスをやつぱりどうしていくのかということは、本当に世界全体で、国際社会で取り組んでいかなければならない大きな問題であるというふうに思っておりますので、シンク・グローバルリー、アクト・ローカリーという言葉がございまして、全体の、FAO等との議論を進めていく、援助を進めていくということと併せて足下でできることを、今の食品ロスの話もそうですが、きちつとやつぱりやつていくと、これ、両方を進めていく必要があると考えておるところでございます。

○郡司彰君 今日、食の問題で食料安全保障ということについて、平時あるいは有事の際のことについてもお聞きをしたのでありますが、もともと時間の配分が全然狂つておりまして、もし徳永理事が許してくればこの次の機会にまたさせていただきますことにして、ちょっと飛ばさせていただきます。ただ、安全保障の関係も、平成十四年のときの

不測時の食料安全保障マニュアル、これ、一般的に知られておりまして、二千二十キロカロリーぐらいをこの国はきちんと確保するようなことをやるんだと、こういうようなことがございまして、震災を受けて、不測の事態というのは、考えていたことだけではなくて、もちろん人づいてたんですけれども、地震や津波や、そしてもう一つ、核の汚染ということが大変大事なことになってきたんだと、こういうようなことで、昨年の九月には緊急事態食料安全保障指針というものが作られております。

私は、それぞれについて問題点があろうかというふうに思いますし、平時のときにやつておかなければいけないことが有事のときに役立つというようなことから、これは一体のものとして、有事のときのものは平時にきちんとやつていくということが必要ではないかなと、このように思っております。

さらに、ほかの国の例を見ると、本当に今のマニュアルや指針ということだけで十分なんだろう。転作を進めるといふことの場合に、例えば順位として、花であるとか草地であるとか野菜であるとか果物であるとかという順番は決まっています。その人たちが、木を切りなさい、それから今までのハウス園芸の施設を全部取っ払って、これから熱量の高いものだけ作りなさい、そんなに簡単にいくような話ではないんだらうというふうに思っておりますが、次回に質問をさせていただきたいというふうに思っております。おいでをいただいた関係の方々、恐縮でございます。

次に、食の安全について。安全保障の中の一つの大きな要因は安全ということでございますけれども、この安全について、今国会に食品表示一元化法が提示をされることになっております。私は、この表示の一元化そのものは一つの前進、三つの法律が一つになる、消費者にとつても行政の側にとつても分かりやすく扱いやすくなるということになれば、それはよろしいな

というふうに思っておりますが、幾つか問題点もまだあるのではないかなというふうに思っております。

例えば、関係をするところが内閣府あるいは厚労省、農水省、そしてまた環境省もあるかもしれない。そしてまた、何というんでしょうか、お酒の関係であれば財務省ということも出てくるわけでありまして、この財務省の関係は、ちよつと取り上げさせていただきましますのは、余り食の安全で財務省というイメージがないけれども、しかし、お酒のことに関しましては、前にもちよつと言わせていただいたことがあるかもしれませんが、梅酒が、一個も使っていないなくても梅酒としては売っているわけですね、今現在。それから、日本酒というのは別に日本で造られていなくても、私もほかの国に行つて、この国で造つたおいしい日本酒どうぞということもございました。こういうようなことも含めて、それからまた香港に行かせていただいたときには、表示が国産の表示として輸入をされた品物が、お菓子類でも何でもそうでありましたけれども、現地の表示に張り替えるという作業を行わなければいけないし、この辺のことについては大変に時間も掛かるし、人手も掛かるし、その情報も取り寄せなければいけないしと、こういうようなことを言われました。つまり、国際的な戦略をこれから打ち出していこうということに安倍総理が十七日に発表されましたが、私もその資料を読ませていただきましたが、繰り返しになりますが、酒は相当これから売れますよ、頑張つていきますよというふうな記述がございました。その場合にも先ほど言つたような、じゃ、オーストラリア産でも日本酒でよろしいんですかというところもありましようし、いろいろと、今回の表示の一元化だけでは含まれないような国際戦略上の問題というものも出てくるんだらうと思ひます。

文案を、あるいはリスク管理を行う厚労省、農水省、それから司令塔的な役割、あるいはコンニャクゼリーのようすき間事を扱う消費者庁等々があるわけでありまして、私どもは一元化をすべきではないかというふうな考え方を持っております。今までの話、ざつと時間の関係でかいつまんでのことになりましたけれども、そうした行政の一元化ということについてこれから必要ではないかという私の考えでありますけれども、御意見がありましたらば、お聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(林芳正)

実は私も、この週末に九州へ行つたときに、漁協の方から、ノリを作つていらつしやつて、ノリの表示をきちつとやつてくださいと言われて、いや、やつているんじゃないですかと言つたら、ノリ単体で売っているものは確かにどここのノリだとか国産だと書いてあるんですが、例えばコンビニでおにぎりを売っている、それノリで巻いてあるわけですが、じゃ、そのノリはどうかという、そこは表示はないんだというふうなことをお聞かせいただいたわけですので、やつぱりますます消費者の嗜好とか安全に対する思いが強くなつてまいりますと、この表示というのは非常に大事になつてくると思ひます。

それから、国際戦略を考えた上でも、日本酒のお話もありましたけれども、例えば、この間、東南アジアに出張いたしましたときに、和牛という言葉が使われているんですが、どうもよくよく話してみると日本から来たものではなくて、現地やオーストラリアで和牛のようなものをつくっているのを和牛と称している。ですから、漢字の和牛ではなくてローマ字のWAGYUというもののなのかなと、こうやつて思つたわけですが、大変大事なことでございます。

それで、先生も御案内のように、いろんな経緯があつて二十一年の九月に消費者庁ができ、JAS法の食品表示制度の企画立案、執行、こういうことをやるということになつて、今委員からお話

があつたような役割分担ということになっております。

我が省といたしまして、消費者庁とともに、JAS法に基づく調査、是正指示等の監視業務を所掌すると、こういうことでございまして、今お話のありました食品表示法案、これはまだ衆議院の消費者問題特別委員会御審議いただいていると思ひますが、この施行においても、この考え方によりまして、消費者庁それから厚生労働省と緊密に連携することによって、食品表示の在り方や監視業務というものも適切に実施してまいりたいと考えております。

○郡司彰君 大臣のお人柄だと思ひますけれども、緊密に連携してということ、それはもう当然のことだろうというふうに思ひます。

実際に、いろいろなところに分担をされているけれども、どこが能力を持っているんだと、あるいは人手を持っているんだということになれば、私は一番持っているのは農水省だろうというふうな思つておられますけれども、しかしながら、今三つ言われたところには、それぞれの職員の方について、管理部門を除いてもそれぞれの専門の方々もいらつしやる。そして、そのことが一つになることによつての相乗効果というものは私はあるのではないかなというふうにも思つております。

さらに、例えば農林水産省の関係でございます、私どもの茨城県でも随分前、十年ぐらい前からありますけれども、メロンの時期であります、無登録の農産物を使ったということでさんざんメディアでも取り上げられたことがございまして、これは無登録ということと、安全性がどうかのこのというのは、これはちよつと別な問題があるかも知れません。

でも、この例えば農産物の登録のこと一つにしても、今現在、毒性の評価は食品安全委員会、それから残留基準については厚労省、環境評価については環境省が行うというような形になっておりまして、実際何か起こつた場合には、自治体や何かから上がつてきたものについて農水省が行うよう

な形になっている。それぞれ時間もお金も掛かるというふうな形になっていて、無登録農産物のときも申し上げたのでありますけれども、これは新規のものだけではなくて継続のものでも相当なお金も掛かります。マイナークロップのようなものであります、地域限定の野菜その他であります。ほとんど対応できないというふうなことも今までは起つていないというふうなこともあつて、私はこの食の安全と行政の一元化というものはできるだけ行つていく方向性で考えをいただくのが有り難いと思ひますけれども、重ねてその考えだけをお聞きをしたいと思います。

○国務大臣(林芳正君) 今どういふ人がどれくらいづついるかというお話もちよつと触れていただきましたけれども、農林水産省では、この食品の安全を確保するため、有害化学物質や微生物の含有実態の調査、それから農薬や動物用医薬品、飼料等の生産資材の監視等の施策を担当する部署に約百五十名、これはもう委員は大臣されておられますからよく御存じだと思いますが、専攻分野は生化学や獣医学、薬学、土壌学、植物栄養学等でありまして、マスターを持つております者が八十七名、それからドクターが七名というところで、かなり専門的なスタッフがおるといふふうに承知をしております。

ほかの省でございますが、厚生労働省も医薬食品局食品安全部は九十名、それから内閣府の食品安全委員会の事務局には六十名それぞれ配置をされておるといふことでございます。消費者庁においては食品安全のみを所掌するところはないわけですが、食品安全にも消費者安全課が対応しております、そこには四十二名というところでございます。

地方に行きますと、一元化ということがあつた方がいふではないかという今の先生の御指摘があつたわけでございますが、なるべく我々緊密に連携して、外から来た方がいわゆる回し回しというふうなことになるように、中ではこれ、冒頭申し上げましたように、いろんな経緯があつ

て今の仕組みになつたということもございまして、そこはある意味ではチェック・アンド・バランスが働くということ、この仕組みが始まつたということも一つあるのではないかと、こう思ひますが、やはり、だからといって行政を利用される方がたらい回しになつたり行つたり来たりするということがないように、しっかりと連携を密にしていきたいと思います。

○郡司彰君 安倍総理の下の内閣でございますので、アメリカのこの食品あるいは医薬品に関する行政組織というものがどのようなものかというのは御存じのことだといふふうに思つております。アメリカに倣うのが全て良いわけではございませんけれども、もつとシンプルな形も多分安倍政権ならやるんだらうというふうにも思つておりますので、そのことだけ申し添えておきたいというふうに思ひます。

それから、残りの時間で加治屋副大臣の方にお尋ねをさせていただきます。

加治屋副大臣、初めて質問をさせていただきますけれども、大先輩でございます、これまで委員会の中だけではなくて、いろいろと御指導をいただけてまいりました。この度、次の選挙には立候補されないというふうなお話も若干お聞きをしておりまして、せつかくの機会でございますのでお尋ねをしておきたいというふうに思ひます。

ここ二、三年の加治屋副大臣の質問の議事録等も読ませていただきました。おおよそ森林、林業に関することが多かったのではないかなというふうな思つておられます、例えば公共建築物木造の利用促進のための法律などについても随分いろいろな観点からの御質疑をいただいたというふうな思つております。それからまた、森林・林業再生プラン、このことについても何度となく御質問をされておられます、今はその実行段階に移つていくというところでございますけれども、これからの森林、林業、どのような方法でやっていくことが一番よろしいと思つていらっしゃるか、御認識をお伺いしたいと思います。

○副大臣(加治屋義人君) 郡司先生、もう既によく林業については御承知のとおりでございますので、簡潔にお答えしたいと思つております。

戦後、造成された森林資源が本格的に利用可能な段階を迎えております。この森林資源をどう活用していくのか、大切なことだと思つておられます、森林の多面的機能の持続的発揮や山村地域の雇用の創出を図るためにも大切なことであります。そのためにも、御指摘の必要な予算を安定的に確保していくことが重要と考えております。

農林水産省では、平成二十三年に策定した森林・林業基本計画、これに基づいて、一つには施業の集約化や路網の整備、二つ目には公共建築物やバイオマスへの国産材の利用の促進などを取り組んで、地域の実情を踏まえつつ総合的に推進をしていきたいと考えております。

今後とも、関係予算の確保に努めつつ、川上から川下に至る施策を戦略的、総合的に展開をしてまいりたいと考えております。

○郡司彰君 予算のことについても触れていただきましたけれども、以前の質疑の中で、例えばその計画どおりにやろうとするならば、これまでに加えて年間に二兆億、十年間で二兆円ぐらいをしっかりとやっていかないと、結果としてその成果の実が出ないんだと、こういうふうなお話をされたというふうな思つております。

私も同じような認識でございます、やはりこれまでこのことを振り返りながらの事を思うと、き、やはりしっかりと山が本当にもう一度宝の山に戻る、そこにはやっぱり雇用もつながつてくるだろうし、それから、国全体だけではなくて、世界中の劣化しつつある森林のことも考えながらやはりやっていくべきだろうというふうな思つております。

予算についてもお述べをいただきましたけれども、毎年二兆億、それから十年間で二兆円、隣に大臣がいらっしゃいますのでしっかりと御要請をいただきました、確保のことについて、何という

んでしよう、お考えをお聞かせいただきたいと思っています。

○副大臣(加治屋義人君) 個人的に言うとおかしいんですけれども、今後何が必要かということ、私なりに少し話させていたいただきたいと思いますが、やはり一つには、森林、林業の再生、林業の成長産業化の実現に向けて政府を中心にやはり与野党が一致結束して林業問題、森林問題に取り組まなきゃいけないというのを一つ考えております。

二つ目に思いますのが、山を増やしなきゃ、そして、現在の森林を維持するだけでなく積極的に造林を進めなきゃいよと、これが私がいつも考えていることであります。

三つ目には、郡司先生御指摘の予算の安定的なことなんですけれども、どうしても皆さんに議論をこれからお願いをしておきたいのは環境税の導入、これをしっかりと議論を将来していただくことが必要ではないかと。私が森林、林業に少しかわつたいきさつ上、今そういう気持ちでおります。

以上です。

○郡司彰君 ありがとうございます。

森林、林業についてのお尋ねをいたしましたけれども、加治屋副大臣、これからまだ十分時間がありますので副大臣の仕事なさっていただきたいいなというふうに思いますけれども、こうした場での発言というのはなかなか私自身が持てるかどうか分かりませんので、改めてでございますけれども、農林水産のことだけではなくて、政治家として少し私ども後輩に言っておかなくちゃいけないことがあるなということでもございまして、最後にお聞きをして、私の質問を終わらせていただきます。

○副大臣(加治屋義人君) もう私から申し上げることはありませんけれども、先ほど一つ目に言った、政府を中心として与野党、本当に国民のために一致結束して、お互い議論していくことが必要だと、そのことをつくづく今思っております。

よく、辞めてから何するんだということを聞かれますけれども、子供の精神に戻りたいと言わせていただいております。子供のあの純粋な気持ちに戻って世の中を見、政治を見ていきたいと、私はいつもそんなことを言わせていただいておりますので、今後そういう気持ちで皆さん方の議論を見詰めていきたいと思っております。

○郡司彰君 終わります。

○委員長(中谷智司君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、松浦大悟君が委員を辞任され、その補欠として小見山幸治君が選任されました。

○福岡資麿君 自由民主党の福岡資麿と申しします。

今日は質問の機会をいただきましたことを心から感謝を申し上げます。また、先ほどは加治屋副大臣から大変深いお話を承ることができて、大変有り難い思いで拝聴させていただいております。

私からは、まず人・農地プランについてお伺いをさせていただきます。

政府は、人・農地プランの作成を平成二十四年度から二年間で作成意向のある全ての市町村で作成されるよう今進めておられるというふうに承知をしております。昨年一年間実施されて、今年の三月末の時点で作成に至っているのは千三百三十二の市町村、七千五百七十三地区となつていて、このように承知してはいますが、作成状況は地域によって大きなばらつきがあるということもあろうかというふうに思います。

まず、政府として現状についてどのように評価をされているか、お伺いします。

○政府参考人(奥原正明君) 人・農地プランでございます。このプランにつきましては、高齢化あるいは後継者の不足あるいは耕作放棄地の増加、こういったことで五年後、十年後の展望が開けな

いという集落、地域がかなり多くなっておりますので、この中で地域の関係者が徹底して話し合いをやつていただいて、その地域の中心的な経営体はどこであるのか、そこに対して農地をどういうふうに集積をしていくのかという話を話し合つて方向性を出していただくと、これが人・農地プランでございます。

御指摘ありましたように、このプランにつきましては二十四年度、二十五年度で、この二年間で一通りまず全ての市町村で作つていただくということを目指しておりますが、今年の三月末現在でプランの作成に至りました市町村、これは市町村の中で一地区でもできていればカウントしているわけでございますが、これが千三百三十二でございます。プランを作ろうとしている市町村が千五百六十でございますので、これに対して八四％でございます。

一方で、これをプランを作る地域の数で見ますと、プランを作ろうとしている地域が一万七千四百八十一ございまして、この中で今年の三月末ではプランの作成まで至つたところは七千五百七十三地域で四三％ということになっております。

これまでの各県、市町村、地域の取組によりまして一定の進捗が図られたというふうに考えておりますが、これまでできたプラン、これを見てみますと、本格的なプランになつてるところもございまして、その一方でこのプランを作り出すとメリットがございまして、例えば青年就農給付金ですとか、スーパーリ資金の当初五年間を無利子にすると、こういった無利子措置がございまして、これを活用したいという、これに、この農業者のニーズにこたえるということで、メリット措置を目的に取りあえずプランを作つてみたというところもあるというふうに認識をしております。

したがいまして、プランを作っていない地域におきましてはこれから更に作つていただきますし、それから既にプランができた地域につきまし

ても今後定期的又は随時に話し合いを進めていただいて、より良いプランにしていだくというふうに指導していききたいというふうに考えております。

○福岡資麿君 ありがとうございます。

今おっしゃられましたように、まずは地域によつてその話し合いをしていく上で、なかなか様々な困難もあり難しい地域もあるというふうに思いますし、一方で、今おっしゃられたように、支援を受けるための枠組みとして作つたということ、その要件を整えるために取りあえず作つたというところもあるというところだろうというふうに思います。

この人・農地プランについては、徹底した話し合いを通じて人と農地の問題を解決するための未来の設計図というふういうたつてあられるのであれば、きちつとした取組を今後担保していく必要があるというふうに思いますが、今後のその取組についてお伺いをさせていただきます。

○副大臣(加治屋義人君) 人・農地プランは、地域の中心となる経営体を明確化して、そこへの農地利用の集積を進めることを目的としております。その作成と定期的な見直しは、地域の農業振興の基礎として長期にわたつて粘り強く継続的に取り組んでいく必要があると考えております。

このために、平成二十五年度予算において、一つには地域における推進体制の強化、二つ目にはプラン作成メリットの強化、三つ目に農地集積協力金の対象の拡大等の新たな措置を講じて人・農地プランの取組を後押ししていくことにしております。

さらに、地域の自然的な取組を喚起し、プランの作成、見直しが的確に進むように、一つには市町村によるプランの自己点検と評価の実施、二つ目には都道府県ごと、ブロックごとに意見交換会を開催して、優良事例の共有、周知とともに、うまくいっていない地域については、悩みを解決するための協議の実施等につかり取り組んでまいりたいと考えております。

○福岡資麿君 ありがとうございます。

この人・農地プランに絡みまして、青年就農給付金についてお伺いをさせていただきたいと思ます。

ちょうど昨年の六月十九日、私もこの委員会でこの件について質問をさせていただきました。当初は、二十四年度において当初八千二百人という規模を想定していたのに対して一万五千名を超えるような申込みがあるのではないかとという報道がされた、そういう時期であったというふうに承知してはいますが、その平成二十四年度において、その後予備費等で増額もされたというふうに承知していますが、初年度の対応であったり実績についてお伺いをしたいと思います。

○政府参考人(奥原正明君) 青年就農給付金でございます。この制度は平成二十四年度から開始をしたものでございますけれども、研修中の方に交付をいたします準備型の方は都道府県から給付をいたしますし、それから、自分で経営を始められた方につきましては経営開始型ということで市町村から給付をするという仕組みになってございます。

二十四年度の給付実績につきましては、都道府県を経由をいたしまして六月の十日までに国の方に報告をいただくということになっておりますので、正確な数字はまだ入っておりません。ですが、先ほど御指摘ございましたように、二十四年度の当初、昨年の今ごろは、各県から要望を取りましたところ、給付金の予算の積算人数は八千二百人、これは準備型と経営開始型合わせてでございますが、八千二百人でございますが、これに對しまして、当初は都道府県の方からこれの二倍近くの要望が出てございました。

ですけれども、その後、やはりこの経営開始型の方は、人・農地プランができまして、その中にその新規就農者の方がきちんと位置付けられているということが必要でございますけれども、やっぱり人・農地プラン作成に、それに時間が掛かるということが一つございましたのと、二倍近くの

要望がございましたので、各県は自分の要望に対して国から配分された予算額がかなり小さかったということもございまして、各県とも人の審査その他かなり慎重に行うということもございまして、絞り込みが図られたところでございます。

したがって、正確な数字はまだ報告来ておりませんが、大体当初の予算積算の人数の範囲内に収まっているのではないかとというふうに考えているところでございます。

○福岡資麿君 続いては、まずその二十五年度の予算について、昨年度と比較してどれだけ予算を確保されているのか、その点についても教えてください。

○政府参考人(奥原正明君) 二十五年度の予算でございますが、これにつきましては二十四年度の補正予算で一部前倒しをしております。そういう関係で、二十四年度の補正予算と二十五年度の当初予算、この二つを合わせて二十五年度分に使っていくということになります。二十四年度の補正予算の方が七十七億円、それから二十五年度の当初予算の方が百七十五億円ということになっておりまして、合計いたしますと二百五十二億円ということになります。

○福岡資麿君 今おっしゃられた数字の、最初、昨年度は当初八千二百名を対象にということ想定されていたんですが、今の数字というのは今年度何人を対象とされているのか、教えてください。

○政府参考人(奥原正明君) このスキームにつきましては、準備型の方は百五十万円をその方に二年間、研修が二年間大体続きますので二年間給付をする、それから経営開始型の方は経営を始めてから五年間給付をする、こういうことになります。

二十四年度からこの制度を始めましたので、二年目になりますと、一年目に給付を受けた方の二年目分、その継続分というものが当然出てくることとなります。ただ、二年目はもうかなり経営が定着をして所得も上がってきたので給付金を受け

ないという方も出てまいりますので、その点をちよつと調整することになります。この二十五年度に新規に始められる方に対する給付といたしましては、二十四年度と同様に八千二百人を想定をしております。それから、継続分の方につきましては、基本的に二十四年度八千二百人を想定をしておりまして、これも一定の割合の方が卒業するといえますが、もう給付を受けられないということも想定をいたしまして七千二百人、この二つ合わせますと一万五千四百人ですが、この数字になっております。

○福岡資麿君 昨年の六月十九日に質問させていただいた際には、当時、郡司大臣とやり取りをさせていただいたと思います。

先ほどおっしゃったように、まず人・農地プランにきちつと位置付けられるかどうかというのはポイントであると思うんですが、ただ、そういう人・農地プランに位置付けられる意欲のある方々にはきちつと行き渡るようにしようというものが当時の議論としてもあつたと思うんですね。その中で、先ほどおっしゃったように、二十四年度については、当初その二倍の見込みがあつたのが、どうやら予算内に収まりそうだと。そのときに、人・農地プランに位置付けられるかどうかの地域の話し合いというのはあるんでしょうが、一方で、行政窓口の方で絞り込みを行った結果みたいなことを今答弁でおっしゃったとすると、今、当時議論していたことが余り生かされていないのかなと。やはり希望する方にきちつと行くような仕組みづくりましようという中で、そこはしっかりと行政の方でも希望する方に行き渡る対応をしていただきたいということをお願いとして申し上げさせていただきますというふうに思っています。

そして、当初も大分、一番最初にこの問題が新聞紙上等で提起されたのがちよつと一年前です。ちよつと一年前、去年の五月二十二日の新聞に、八千二百人に対して一万五千人を超えるような人たちが応募をしているということで、需給見通し

が甘いんじゃないかというようなことを指摘をさせていただきまして。そのときに御答弁でいただいたのは、そのときは、新しく始めるこれまでにない試みだからということが一つ、そしてその後で、これから始めていくに当たって市町村もしっかりと内容について吟味をした上で、そういったところの情報とも併せて更に検討を進めていきたいというような御答弁をいただいているわけなんです。

そうやって御検討をいただいている、今後の実施状況も見極めるというふうにおっしゃっていただながら、どうも二十五年度の予算の積算根拠を聞くと、去年と同じ人数を積んでいますというだけの話で、まだその実施状況については六月十日まで分かりませんというような状況というのは、ちよつとその見通しの立て方としていかなものかなという思いを持つわけでありますが、その点についてちよつとお答えをいただきたいと思います。

○政府参考人(奥原正明君) 御指摘のとおり、できるだけ正確な見通しをつくって、これで予算を積算してきちんとやっていくと、これが理想だというふうに当然思っております。

昨年も御答弁させていただいたことに重複いたしますが、この青年就農給付金は二十四年度から導入をした新規の事業でございます。特に青年就農を思い切つて推進をするという観点で、従来はこの新規就農対策は無利子の資金しかございませんでした。そのところを今回は融資ということではなくて、準備型二年間、それから経営開始型五年間ということで百五十万円をその間支給をする、相当思い切つた事業として始めたわけでございます。その意味で、去年の今ごろは各県の方も、これはもうできるだけたくさん使おうということ、ある意味、数を数えたというよりも県の希望として出したというところがかなりあつたんではないかというふうに思います。

この事業がある程度継続をしていけば状況が安定をいたしますので、本次に次の年はどのくらい

の人数になるかということもかなり正確に算出をした上で予算をはじくということができるようになると思いますが、なかなか初年度でそこを正確にはじくというのは難しいという状況がございました。特にこの二十五年度の予算の概算決定、今年の一月でございますが、その段階で二十四年度の実績が正確に分かっていったかというところ、これはなかなか難しいところがございますが、そこまで精緻なことはできなかったというふうに思っております。

ただ、人・農地プランの作成もだんだん進んできておりますし、それから各県も二年目になってまいりましたので、大体どのくらいのニーズが出てくるか、かなり地に足の付いたそういった数字がこれから出せるようになってくるというふうに思いますので、御指摘を十分踏まえましてきちんとしたことをやっていきたいと思っております。

○福岡資麿君 今おっしゃられたように、そういうことであれば次からはきちつと実態を把握された上で適切な対応をされるということを望みたいと思います。

また、それに絡んでですが、この人・農地プランに絡んで、規模拡大交付金、農地集積協力金等があります。これについては出し手、受け手双方に支援を行うというようになことに変わっていったということでございますが、これも去年一年間実施されてきたところの状況について伺いをさせていただきたいと思います。

○政府参考人(奥原正明君) 農地の集積を推進するために、農地の受け手の方に対しては平成二十三年度から規模拡大加算というのを出しております。それから、農地の出し手の方、これに對しましては、一年遅れましたけれども、二十四年度から農地集積協力金、これを措置をしているところでございます。

この受け手に対する規模拡大加算、これは二十三年度から始まっているわけでございますが、ま

たールということになっておりまして、この二十三年の、この補助金とは関係なく実際に利用権の設定がされた面積、要するに農地の流動化が進んだ面積は約八万一千ヘクタールということになっておりまして、この八万一千ヘクタールは、前の年が六万五千ヘクタールでしたので、約一万六千ヘクタール増加をしているということでござい

ます。要するに、規模拡大加算を始めまして、この交付実績が出たということによりまして全体としての利用権の設定面積も増えている、大体二

五%ぐらい農地の集積面積が増えていると、こういう状況でございます。

それから、二十四年度の規模拡大加算、これの実績でございますけれども、これはまだ速報値段階でございますけれども、今の感じでは二十三年度の実績を更に五千ヘクタール程度上回るんじゃないかと見られておりまして、前の年に足しますと二万二千ヘクタール程度ということになります。これは二十四年度からは出し手の方についての農地集積協力金、これを始めたということも効果を持っていると思いますので、この二つを相まつ形で農地の集積を更に加速をしていきたいというふうに思っております。

それから、二十四年度の方の集積協力金の実績でございますが、これは先ほどと同じでございますけれども、六月の十日までに都道府県から国に報告をされることになっておりますので、まだ正確な数字がちょっと分かりませんが、大体四、五千ヘクタールではないかというふうに見えております。

○福岡資麿君 着実に少しずつ進んでいるというところはあろうかというふうに思いますが、元々その目標がたしか五万ヘクタールとかに對して、二十三年度が一万七千ヘクタール、二十四年度も増えているということですが、当初の目標に對して言うところ、まだまだその達成状況としては低いというところがあるというふうに思います。

これは、先ほどの青年就農給付金もそうですけども、人・農地プランを作成してその地域の中

で若い方々にしつかり担い手として育てていただく、そこに農地が集積するというのは、今後の農政という意味では核の部分でありまして、そこが着実に進んでいるとはいえず、まだまだ当初の予想に對して十分に進んでいないということがあるとすれば、これはきつちり今後状況を見極めていきながら、どういう対応を考えていくかということ、を更に検証していただく必要があるかと思

いますが、その点については是非大臣からお願いいたします。

○国務大臣(林芳正君) まさに福岡先生からお話がありまして、特に土地利用型と言われる農業については集積を加速するということは大変大事なことでないかというふうに思っております。

したがって、今局長から答弁いたしましたようなことをずつと積み重ねてやってきてそれなりに成果は上がっているということですが、さらに、今朝の閣議で、第一回目の官邸での農業の本部を行いました、こういう中で、検討も踏まえながら、まだ仮称でございますけれども、県段階の機構、今、公社というふう

に言っているところが多いと思いますが、これを衣替えをして抜本的に強化することによって、やはり受け手と出し手の間に入っているような集積を戦略的に考えて、そしてある意味では分散、錯綜しておりますところをある程度まとめてから受け手に出すと、その間の土地改良もできるということ。また、耕作放棄地が生じるのを待つということではなくて、あらかじめある程度の年齢の方などを対象に

いろんなことをお聞きして、そろそろこういう方に集めていきませんか。これは、人と農地プラン、今お尋ねいただいたようなところもやっていくわけでございますが、そういうところを強化し、予算それから法制度等々強化をしてこういうことを進めていくことによって更なる大事な集積化の加速ということをやりたいと考えてお

るところでございます。

○福岡資麿君 大臣から力強い決意表明をいただきました。ありがとうございます。

きました。ありがとうございます。

林大臣も先週末、九州に来られたということでありますが、実は安倍総理も九州入りをされました。その際に私の地元佐賀県でも対話集会を行われた際に、六次産業化の必要等についても総理も御主張をされたところでありますので、六次産業化ファンドについて伺いをさせていただきたいというふうに思っております。

機構は、本年三月に十八のサブファンドに對して出資を行うというのを決めて、また、五月の九日には二つのサブファンドに對して新たに出資をすることについて認可の申請を行っているというふうに承知をしておるわけでございます。

機構の成立からこれまでの動き、現段階のサブファンドの設立の状況についてどのように評価されているのかについてまず伺いたいと思

います。

○大臣政務官(稲津久君) お答えさせていただきます。

農山漁村における所得と雇用の拡大を図るために、農林水産物の活用を二次産業、三次産業につなげて、これを大きく高めていく取組によりまして農林漁業が持つ潜在的な成長力を顕在化させること。このことが重要であるということから、この取組を強力に推進するために、出資と経営支援を一体的に行う株式会社農林漁業成長産業化支援機構、AIFIVE、これが二月の一日から営業開始をしております。

今御指摘のサブファンドに関してですけれども、三月の下旬に十八のサブファンドに對してAIFIVEから二百三十億一千万の出資が決定をされて、さらに、現在、二つのサブファンドにおいて出資決定に係る認可の申請が行われているところでございます。

このようにサブファンドによる支援体制の整備が着実に進んでいると、このように認識しているところでございます。

○福岡資麿君 機構の職員の方々も大変御努力い

ただいているというふうに思います。

実は、私の地元の方でも、私の長年来的の友人が今そのサブファンドの設立に向けて地元で汗をかいているという状況でございまして、地元だけではなかなか十分なノウハウがない中で、サブファンドの設立からフォローアップに関して、機構の職員の方々が度々現地にも入られて、地域の勉強会とか関連する団体へのサポートをさせていただいているということが大変心強いということでありまして、こういった取組のバックアップ、更に進めていただきたいというふうなことでござい

す。

現在、機構も、定員三十六人に対して今二十六人の職員ということでございまして、まだ定員もあと十人枠があるわけでございまして、更なる充実の方をお願いしたいということを要望だけ申し上げさせていただきたいというふうに思っています。

また、この機構については、これについては生産者が二五%以上の出資をするということが前提となつていてということですが、やはり地方ということになると、なかなか生産者の中にも出資するだけの原資を持っていられないところもあるとあつたりして、そういうところに金融機関も与信を付けることが難しいケースというのがあるやに聞いています、そういうところをどうやってサポートするかも一つの大きな課題だろうと思いますが、その点について伺いさせて

いただきます。

○政府参考人(針原寿朗君) このA―FIVEは、いわゆる六次産業化の取組を現場レベルで強力に推進しようという目的で設立されております。この六次産業化の取組につきましては、小規模な農家も大きな農家もひとしく頑張っていたきたいなと思つていてございまして、

特に、このA―FIVE、出資の手法で支援するわけでございますが、この出資だけが万能薬ではないと私は考えております。最初に六次産業化に取り組みまれるときは、まず人を雇うという

ところからかかつて、いろいろお悩みがあるというふうにも承知しております。そういう方にはプランナーによる個別相談をしてあげる、あるいは、トライアル期間につきましては補助や融資で少し規模を大きくする取組を助けてあげる、力が付いたときに出資という形で新しい会社を設立していただく、こういういろんな手段を講じながら取組を進めたいと思ひます。

今の御質問の、その際に小さな規模の農家について、きちんとした取組ができるという方については、ファンドの方式による支援も十分可能なようなことをしなければいけないとも考えております。その際には、例えば地方銀行が主体となつたファンドが小さな取組についてもきちつとフォローしてあげる、あるいは、金融的な手法でござい

ますが、議決権のない株式を事業者の方に投資していただくとか、あるいはA―FIVEから直接、資本性劣後ローンの貸付けを行います。ですから、劣後ローンの形で資本増強を行つていただく。そういうような一つ一つの経営体の実情に応じて御希望に沿えるように頑張つていきたいと思つております。

○福岡資麿君 是非きめ細やかな対応をお願いをさせていただきますと思ひます。

最後に、先ほども申し上げましたように、林大臣、先週末、九州にもお越しいただいたということで、漁業関係者の方とも意見を交わされたというふうな承つております。今日は諫干のことについては聞きませんが、今回、有明海については二枚貝の新しい実証実験も始まるという、非常に前向きなことが始まるということも聞いております。有明海の再生について大臣の意気込みをお伺いして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○国務大臣(林芳正君) この週末九州へ参りまして福岡県で、有明海を取り巻く四県の漁協の皆さん、佐賀県、熊本県、福岡県、長崎県の四県の漁協の方がそろつてお会いをしていただきまして、今まさに先生がおつしやつていただいたように、

この有明海の漁業をどうやって振興していくかというところで、御要望をいただくとともに、かなりいろんな意見交換、現場のお話も聞けて大変有り難かつたというふうな思つております。

そこでも話題になりましたが、赤潮、それから貧酸素水塊という、酸素が少ないうのが塊で水がある、こういうものが発生している。それからもう一つ、今年、今年という去年です、九州北部豪雨で漁場へ泥が入つてきて堆積してしまつていて。いろんな事業で敵をせつかくつたのを、また泥が上からかぶさると、こういうことがあつて有明海の基幹のノリ養殖や二枚貝の漁業に大変大きな影響を与えているということを改めて認識をさせていただきました。

農林水産省で技術をいろいろと研究をしまして、二十五年年度から垂下養殖と、ウオーターメロンのスイカではなくて、つり下げる、垂直にですね。普通、養殖というのは平面的にやるんですが、そうするとどうしても酸素がないところに行つてしまふということで、網なんかに入れてつり下げて、酸素があるところで貝が生息できるような技術というのをずつとやつてまいりまして、アサリやタイラギをこういう形で養殖すると、こ

ういう実証実験が始まりまして、それについてもいろいろ意見交換ができたところでございまして、こういういろいろな取組、それから予算、先ほど敵をつくるのか覆砂をするとか、いろんなことがあつて思ひますけれども、そういうことを通じてやはり豊かな海を取り戻さなければならぬ、そして浜の方が元気になると、このことをしつかりと推進してまいりたいというふうに思つております。

○福岡資麿君 ありがとうございます。

○横山信一君 公明党の横山信一でございます。それでは、ゼニガタアザラシについてお聞きをしてみたいです。

先日予算委員会でも石原大臣に急遽のこのゼニガタアザラシ対策の変更についてお伺いをしたところでありましたが、その場でも大臣の方から御答

弁がございましたけれども、この個体数調整の見送りについて現地で説明会を開催するというところでございました。それはどのような状況であつたのか、まず伺います。

○政府参考人(伊藤哲夫君) 五月十四日に本省から担当官をえりも町に派遣いたしました。漁業関係者や役場の職員の皆様に集まつていただきまして、今年度予定しております試験捕獲の中止や新たな防除事業の実施などについて説明をいたしましたところでございます。

地元関係者からは、試験捕獲の中止について非常に厳しい御意見をいただくとともに、ゼニガタアザラシによる漁業被害の深刻さについて再度訴えがございました。また、今後作成する保護管理計画については十分地元と調整してもらいたいと、こういった御意見もあつた次第でござい

ます。

環境省としましては、引き続き地域の声をしっかりと聞きながら、防除事業を中心とした被害対策を進めるため、今後とも漁協等と十分調整を図つてまいりたいと、こういうふうに考えている次第でござい

ます。

○横山信一君 私も非常に厳しいというふうに聞いておりました。

元々、このゼニガタアザラシの自然保護管理計画というのは、環境省の北海道事務所がえりも地域ゼニガタアザラシ生息等調査というのを実施をして、その中で東京農大の小林先生のグループなんですが、生息頭数が急激にゼニガタアザラシが増加をしていると、一方で、急激な増加に伴つて漁業被害が発生をしているということをその中で明らかにされてきたわけであり

ます。

環境省では、これを受けて、絶滅危惧種の見直しを含めて、このいわゆる自然保護管理計画というものに取り組みむことになつた。本来であれば昨年四十頭の捕獲ということが予定されていたんですが、残念ながらこれが条件が整わなかったということ、今年、昨年分と合わせて八十頭ということ、計画をされたところが、突然こうい

うふうになったわけです。

そもそも、じゃ、この自然保護管理計画に取り組むことになったその背景といますか、どうして取り組むことになったのか、そのところを伺います。

○副大臣(田中和徳君) もう横山先生が一番よく御存じのことでございますけれど、環境省では、ゼニガタアザラシによる漁業被害が深刻であることを受けて、昨年度より、絶滅危惧種ではあるものの個体数調整も視野に入れた総合的な対策を行うため、保護管理計画策定を進めてきたところでございます。

個体数調整については、検討会等において専門家の意見も聞きながら、実施の効果や必要性についても今後検討することとしていたものでございまして、実施についてはまだ確定していたものではなかったというところがございまして。仮に個体数調整を行うこととなった場合には、生息環境への影響等を考慮した捕獲手法が必要となります。このため、今年度は、計画策定の検討の中で、捕獲手法の検討のための試験的な捕獲に限って、四十頭という数字が今先生からお話がありましたけれど、予定していたものでございます。

○横山信一君 捕獲も検討するというふうな言い方をされましたけれども、元々は、この小林先生のグループなんかで明らかにされてきたことの内容というのは、これはゼニガタアザラシに発信器を装着をして調査をする。そうすると、定置網の中に入ってくると。定置網の中に入って、今日資料をお出ししましたけれども、このようなサケが食い荒らされると。食べてくれるならまだいいんですが、この写真見て分かりますように、食べるというよりはいたずらをするという、それに近い食べ方なんです。だから、頭だけかじって全部殺してしまおう。そうすると、このサケはもう商品価値がなくなってしまうわけですから、網を上げるたびごとにこういうサケが出てくるという、その状況を想像していただきたいたわけでありまして、こういう状況が続いてきたと。

その中で、本来、ゼニガタアザラシというのは泳ぎ回るサケを捕まえて食べるわけなんです。それが定置網の中に入ってきて、こういういたずらというか食べることをするというところで、これは、本来持っているゼニガタアザラシの生態が変わってしまったというところがこれまでの調査で明らかになった。要するに、人の漁業に対してゼニガタアザラシが過度に依存した生態に変化してしまつたところ。だから、こういった生態が変化してしまつたところに対してしっかりと対策を打つていこうじゃないかというところの中に本来の捕獲というか捕獲の話が出てきたわけなんです。

また、もう一方で、この定置網の中には幼獣も入ってくるわけですが、小さな個体ですね、幼獣はサケを食べていないと。要するに、だから、定置網の中に入ってくることを学習してしまつていってゼニガタアザラシをしつかりと駆除するというか、対策を立てることによって本来のゼニガタアザラシの生態系を維持しようということがこの調査の目的だったはずなんです。それを今回突然中止にしてしまつたという科学的な根拠というのが、自然保護管理計画にはこういった根拠があつたわけですね、それを覆したわけですから、その覆す根拠といふのは一体何だったのか、伺います。

○副大臣(田中和徳君) ゼニガタアザラシは日本における絶滅危惧種に選定された動物でありまして、個体数の調整は慎重にすべきである、こういうところがまずございまして。それから、一定数捕獲したとしても被害が減少するかどうかの確率性が低いこと、襟裳岬周辺に特にゼニガタアザラシが集中しておりまして本場に深刻な事態でございまして、そういう面がございまして。それで、今回、試験捕獲も含め個体数の調整を取りあえず行わないと、こういうことでございまして。漁業被害の深刻さについては、何度も申し上げますように認識をしておりますので、地域の声を聞きながら、ゼニガタアザラシの網への侵入を防止するなどの漁業被害防止のための事業の実施を中心として対策を行つてまいりたいと思ひます。

できる限り地元漁業者の方々にその役割を担つていただき、少しでも収入等につながる道を検討していくことができればと、このような思いもございまして。

いずれにしても、環境省の研究費の中でも漁具の改良等を通じて被害軽減手法の検討を行う予定であります。この点については、もうさんざんやつたけれどもなかなか効果的でない、こういう御指摘もいただいております、私たちも更に重ねて検討をするということにまいりたいと思ひます。

○横山信一君 本日は石原大臣に言いたいんですけど、田中副大臣にどうしても厳しいことを言つてしまふのは何か心苦しい面もあるんですが、ただ、やつぱり言つておかないといけないので言わせていただきますけれども、今、防除対策という話がありました。一方で、副大臣の話からもありましたけれども、効果が無いという漁業者からの話もあったというところでありますが、この防除対策という部分ではこれまでトドではさんざんいろんなことをやつてきているわけなんです。じゃ、そのトドの追い払い効果というか防除対策、今までどんなことをやつてどういう効果を出したのか、伺います。

○政府参考人(本川一善君) 水産庁におきましては、これまでトドによる漁業被害防止対策の一環として、音響や花火等による追い払いの技術開発を行つてきております。このうち、爆音機というので大きな音を出してトドの上陸を阻止するということについては一定の効果が見られているところでもあります。

一方で、水中で音波を発生させて網に近寄らないようにするというようなことについて取り組んだわけでありまして。これは、まず刺し網について取り組んだわけでありまして、刺し網というのは非常に長い網を使つてやる漁業でありますので、そのところどころに音波の発生装置を付けるといったようなことになるわけでありまして、どうしてもやはり長い網に付けていくということでは

余り大きなものを付けると網が沈んでしまふので、そのようなことでやつたところ、平成二十年度にやつたわけでありまして、必ずしも十分な忌避効果は得られなかったと。その原因としては、やはり音源の出力不足、それから周波数の不適合、こういったことが該当するのではないかと思ひます。

それから、もう一つ問題になつていっている定置網でございまして、この定置網については残念ながら調査をいたしております。定置網については、人口がいか所であるといったようなこともありまして、調査をすることもありますが、強化網の方でいろいろ開発をし取り組んでいる、そのような状況にあるわけでございます。

引き続き、こういう防止において有効な追い払い手法の検証に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○横山信一君 最後、引き続きという話がありましたが、要するに、今までやつてきたけれども、それで有効ななかなか結果が出てこない。有効な結果が出てくれば今もつてトドが問題にはなつていないわけでありまして、そういう意味では、一時的な効果は得られるけれども、なかなかそれは持続しないというのが実態なんですね。

そういう中であつて、先ほどもお話をしましたけれども、間引きをする効果ということ調べていることも本来、今回の調査の目的だったんですね。定置網に入ってくる成獣あるいは亜成獣というのを間引きをすることによって、まだ学習をしていない個体を多くすることで、この漁業被害を減らせるんじゃないかと、それが今回の調査の目的でもあつたわけなんです。そういったことをやらないで防除対策をするという、それはなかなか理解はできないわけですよ。

一方で、じゃ、これちょっと局長に伺ひますけれども、ゼニガタアザラシ、これは国内ではレッドリストに入れているわけですが、国際的にはどういう評価になつていっているか、伺ひます。

○政府参考人(伊藤哲夫君) IUCNの作成しているレッドリストには絶滅危惧種としては指定はされていないと、日本のレッドリストで、日本国内においては絶滅種だと、こういうふうなことの整理にされているところでございます。

○横山信一君 要するに、トドよりもこのゼニガタアザラシというのは数が多いわけですね。非常に多いんです。ですから、多分にこの問題というのは国内問題なんですね。

なおかつ、先ほど申し上げたように、生態が変化をしているということは、これは本来の自然保護の観点からいうとおかしいんじゃないですかね。生態が変化しているということに対して何らかの対策を打つというのが本来の筋じゃないでしょうか。これも局長に伺います。

○政府参考人(伊藤哲夫君) 様々な観点から、今回の調査についていろんな検討が行われてきたことは事実でございます。いろいろそういった中で、今回、試験的に捕獲するといったことは当面見合わせたということでございますが、これは、大変恐縮ですが、この理由につきましては、先ほど来副大臣の方からも御説明申し上げており、我が国における絶滅危惧種に選定された動物であるということで、個体数調整は慎重に検討すべきだと、こういったこと。一定数捕獲したとしても、被害が減少するかどうかは、確実性という面でも、これはいろいろな議論があるということも承知しておりますけれども、そういった問題もあるということで、当面、試験捕獲を含めた個体数調整を行わないと、こういうふうにしたところでございます。

○横山信一君 論理が破綻しているわけですよ、要するに。今まで調査を積み上げてきて、そして生態が変化をしていると。そこに対して、自然保護の観点からも、そしてまた漁業被害を低減させるという観点からもこの自然保護管理計画を立てたということなんですね。それを今回いきなり変えてしまったと。こういうのを朝令暮改と言うんですよ。

だから、現場を把握しないいきなり変えてしまうと、これは現場は納得しません、こういうことでは、こういうことをやらせてしまったんでは。これはもう環境省の、本当に信用されなくなつてしまいますよ、こういうことをやってしまつて。まあ言ってみれば言いがかりみたいな感じになるわけですね。この現場をどうやって納得させるのか。本来だったら、今言っている個体数調整を見合わせるということと本来中止するべきだと私は思いますけれども、どうですか。

○政府参考人(伊藤哲夫君) 保護管理計画自身はまだ策定されたというわけではございません。今後、地元ともいろいろお話を進めながら計画作りをやつていきたいというふうに考えてございます。

今回、いろいろ地元での説明会でも当然、先ほども申し上げたとおり、地元から厳しい御意見があつたということも重々承知をしております。そういう中、どういったことができるのかといったことについては十分地元ともお話し合いをしながら進めてまいりたいと、こういうふうに考えております。

○横山信一君 じゃ、進めていくというのであれば、これはもう漁業補償しかないんですけれども、これは副大臣はどうですか。

○副大臣(田中和徳君) 漁業補償はなかなか我が国ではこういう形では実行されたことがない状況にございまして、なかなか漁業補償というところに結論を、私がお返事をするという状況にないわけでございます。

いずれにしても、御指摘ありましたことを我々も深刻に受け止めております。また、四十頭の言わば捕獲等がなされなかつたという現実も私自身重く受け止めておりまして、何らかの対策を目に見える形でしていかなきゃいけない、これは当然のことだと思っております。

いずれにしても、漁業被害の深刻さを受け止めて、地元と調整を図りながら、水産庁とも海獣類の被害防除対策について情報を得ながら引き

続き取り組んでまいりたいと思っております。

いずれにしても、漁業者の皆様方に何か少しでもプラスに向けて対応ができるように、こういうことでひとつ知恵を絞つてまいりたいなと、こう思っております。

○横山信一君 えりも町の漁業者はえりもシールクラブというのをつくつてきたんですね。これはほかの地域ではちよつと考えづらいことなんですね。でも、えりも町の漁業者というのはこのゼニガタアザラシを非常に大事に生きていたんですね。漁業と共存するというところでシールクラブというのをつくつて、この保護と、そして漁業と一体的にやつていくということをやつてきたわけですね。そういう中で、レッドリストにも載つた、また、保護した方がいいが増えてきたと、しかし一方で急激にこの漁業被害が発生をしたということとで、今回こういった問題になつてきているわけですね。

先日、予算委員会でも石原大臣は、農水大臣とも相談しながら漁民の方々が健全な漁業をしつかりできるような仕組みをつくつていかなければならないというふうに答弁をされました。この点について、林大臣、どう思いますか。

○国務大臣(林芳正君) この問題は、横山先生が随分早いころからおっしゃつておられまして、私もできればいろんなそういうところの実態を見に行きたいと思つておつたんですが、ちよつとシーズンが外れてきたということもあるようでございますけれども。

今それぞれ、環境省それから水産庁からお話があつたとおりでございます。こういう問題はなかなか難しいなと。かつて野党時代に鳥獣被害の防止の議員立法を作るときもいろんな調整がございました。また、私、何度かIWCにも出席しておりますが、どうもそのIWCでのやり取りを聞いているような、いろんな難しい調整というのがあるなと、こういうふうに思いました。

今日、委員から御指摘があつた、国際的に今どうなつていのかということ、学名はフオカ・

ヴィチユリナとか言うそうですけれども、このゼニガタアザラシが国際的にどういうことになつていのかということ、それからもう一つは、国内での御説明環境省からありましたけれども、これ、実際にはこのIのBからIIにある意味で下がつていっているわけじゃないですか、こういうことを踏まえながら水産庁の方で、私といたしまして何ができるか、もう少しできないかということをお考えとともに、今環境副大臣からも知恵を出したいということがございました。そういうことをやつていくとともに、特にこの委員会や地元での厳しい状況というのをもう一度環境大臣にお伝えをして、更なるいい知恵が出るようにしっかりと取り組んでまいりたいというふうに思つておるところでございます。

○横山信一君 時間が来ましたので、以上で終わります。

よろしくお願ひいたします。

○山田太郎君 みんなの党の山田太郎でございます。

本日は、農林水産の一般質疑ということで、農地集積バンク、それから中国の虎網の話、少しさせてもらおうと思つています。ただ、農地集積の方は先ほど幾つか質問も出ていましたので、私の方は、東シナ海の中国虎網漁船についての、特に日中漁業協定に関してお話をいただければと思つています。

この中国の虎網に関しましては、先日のNHKの番組でも随分報道、特集がございまして、乱獲によつてこの東シナ海の地域、魚も減つてしまつたということが報告されておまして、日本の漁業の皆さんも何とかしてほしいという声も大きくなつています。

そこで、まず農林水産省さんにお伺ひしたいんですけれども、この虎網漁船、又は虎網のこの実態を今どのように把握されておるのか、特に中国の虎網漁船は一体どれぐらいあると把握されているのか、教えてください。

○副大臣(加治屋義人君) 中国虎網漁船について

は、昨年の日中漁業共同委員会において中国側は情報提供を申し入れたところ。その結果、中国側から許可船リストが提供されたことから、これを基にして取締船により虎網漁船の照合を進めておりました。また、本年二月に拿捕した虎網漁船の船長等から様々な情報を得てきました。今回の日中漁業取締実務者協議において中国側から、国レベルで管理している虎網漁船は約二百九十隻、主要対象魚種はサバ、アジなどの情報を得たところでございます。

今後とも、あらゆる機会をとらえて虎網漁船の実態把握に努めてまいりたいと思っております。

○山田太郎君 そうしたら、農水省の把握としては中国全体では二百九十隻であるという理解でよろしいでしょうか。ちよつと数が少な過ぎるのではないかと余りにも思うわけなんですけれども、その辺ももう一度ちよつと御答弁いただきたいと思ひます。

○国務大臣(林方正君) 今、副大臣から答弁をさせていただきますように、中国側からの情報、国レベルで管理している、こういうふうな言つております。したがって、よく日中の間であることとでございしますが、中国の中央政府はこういうことをやっているけれども、現場若しくは省レベルといひますか、のところがなかなかそういうところに入っていないというふうなことも、この件というよりも全体的にあることでございしますので、あくまで、この今中国側から得られた情報というのは、国レベルで管理している虎網漁船が二百九十隻だといふ情報を得たということです。委員御指摘のように、これが全部かと言われると、まだそこまでの全体の像を、これしかないといふふうに言い切れるだけの情報はないということでございます。

○山田太郎君 先週の木曜日と金曜日に二日間、東京で日中漁業協定の第十四回日中漁業共同委員会の準備会がされたというふうにお伺ひしています。この虎網対策で日本側はどのような提案をされたのか、教えていただけますでしょうか。

○国務大臣(林方正君) 五月十六日、十七日と、日中漁業共同委員会の第一回準備会合、開催されました。相互入漁の操業条件、また暫定措置水域の資源管理等、こういったことについての事前協議を行ひまして、引き続き協議を行つていくという事になりました。中身につきましては交渉事でございしますので差し控えたいと思ひますが、あらゆる機会をとらえて、この虎網漁船の隻数や漁獲高、今お話ありましたように、そういうものも含めて情報提供をしよう、それから管理をきちつと強化するように求めていくと、こういうふうな考えでおります。

○山田太郎君 今大臣お話ありました日中漁業協定の暫定水域では、日中両国が操業する漁船名ですとか、それから魚種の種類をあらかじめお互ひに通知するということになっているかと思ひます。この通知された漁船等、魚種の中、特に漁船です、虎網漁船が入っているのかどうかということもお伺ひさせていただきます。

○副大臣(加治屋義人君) 日中漁業協定によつて、中国の虎網漁船は我が国の排他的経済水域では入漁が認められておりません。一方、日中暫定措置水域等においては我が国の法令等が適用されないことから虎網漁船の操業が可能としております。

虎網漁法は巻き網と底引き網を組み合わせるような漁法で、漁獲能力が高く、我が国水産業界に、水産資源に大変悪影響を与えるとの声が上がっているのも承知をいたしております。

日中両国は日中暫定措置水域で操業する漁船名簿の交換を行つており、その中で漁船名及び漁業種類について通報をしております。御指摘の虎網漁船について、中国側の名簿上、巻き網にまとめ通報され、虎網と巻き網の区別が付けることができないところでございます。

今後、中国側の漁船管理状況を調査しつつ、引き続きあらゆる機会をとらえて中国側に対し虎網漁船の総数や漁獲高等の情報提供、管理強化等を求めていく所存であります。

○山田太郎君 その日中漁業協定の話も見たいと思ふんですけれども、資料三の方を御覧いただけますでしょうか。

日中暫定水域の漁獲の実績を今回お伺ひしましたら、上限の漁獲量が中国が約百七十一万トン、それから日本が約十一万トンと。余りにも日中の間大きな差がありまして、この数字を見てびっくりしたんですけれども。

ただ、もう一つ、よく見てみますと、実際の漁獲の実績は中国が百七十一万トンで、これは上限の九九・九%を捕っているということになっているんです。一方で、我が国は三万八千トンということでありまして、上限の十一万トンに対して三五%しか実際には捕っていないと。どうして日本の漁船はせつかく十一万トン捕れるという交渉をしているのに三万八千トンしか漁獲がないのかと。

いろんな情報、報道によりますと、虎網漁船が日本の船を漁場から締め出している、一列にこの水域に張り付いて入れさせていないんじゃないかと、こんなこともありますけれども、この辺り、見解いただけますでしょうか。

○国務大臣(林方正君) 今お話をしていたいただきましたように、この暫定水域では、協定発効時の漁獲実績、これをベースにして、二〇〇二年から今おつちやっていたいただいたような数字を上限目標値というところで設定をしております。

日本側の操業実績を確保しながら中国側の漁獲量を抑えるように協議はやってきたところでございますが、二〇〇一年の操業実績は、今御指摘いただいたように、日本側三万八千二百七十八トンと。中国側も実は、上限目標値二百三十三万トンですが、実績は百七十七万トンということで、実績は下回っているというところでございしますが、数字を見れば分かるように、うちが三万八千に対して向こうは百七十七ということですから、数字的には圧倒的に向こうの方が大きい、こういうことであります。

虎網の大きなものがそこにおいて我が方のものがあるかな入つていけないというふうな今お話がありました。そういうことも含めてしつかりと我々の方で、せつかく枠を持っているわけですから、漁業がそういうことに煩わされずにきちつと操業していけますように、この日本漁船の安定的な操業確保ということ、そのためにこういうことをきちつとつづけてやっているとございしますから、しつかりと中国側と協議してまいりたいと思つております。

○山田太郎君 安倍総理の方も、農林水産物の輸出を一兆円にするということで目指されております。水産物でいえばブリとかサバ、特にこの暫定水域、サバが多く捕れるということで、非常に重要な漁場だと思ひます。

ちよつと今回の農水省さん又は水産庁さんの交渉を見てみますと、尖閣のこともあるんですけど、どうもちよつと弱腰というか、もうちよつと頑張ってもらいたい。少なくとも状況がどうなっているか、中国側からの数字しか分からぬということではなくて、例えば空中から写真を撮つて把握するとか、いろんな方法が必要だといふふうにも思ひますし、この上限漁獲量に関しても日本の枠をできるだけ広げていく、そもそも水産大国日本というのの復活のためにはこのことと。それが非常に重要だといふふうな考えでおります。

そういった意味で、今後の水産行政、特にこの問題に関してもちよつと踏み込んで、どんな方針を出されようかとされているのか、また、先ほどは交渉事だといふふうにお伺ひしましたが、非常に今回の漁業協定、重要なことだと思つていいます。せめても国民の方にメッセージというか、これは非常に報道もされていることですので、是非、大臣の方、並びに関係者の方から強いメッセージと方針、それから中身、対策、教えていただきたいと思ひます。

○国務大臣(林方正君) 大変大事な御指摘だと思ひます。先ほど数字の話は、今、副大臣からお話した数字はそういう性格だと申し上げましたが、それ

はもちろんそれだけにとどまる、交渉がですね、向こうからいたでいてそれで終わりということではなくて、今後とも中国側の漁船管理状況、これは調査しなきゃいけないというふうに思っております。

委員がおっしゃったようなやり方が予算上できるかどうかは別として、向こうの状況をやはり調査をする。漁船同士でいろいろそこをやっているわけですから、そういう方々からいろんな情報をいただくということもあるいはあるかと思いますが、そういうことをやりながら、おたくはこういうふうになっているではありませんかということをきちつとこの協議の場で相手に示して、厳しい交渉というものをやってまいらなければならぬというふうに思っております、そのことは交渉担当者にも徹底しておきたいというふうに思っております。

○山田太郎君 そろそろ時間が来ましたので、是非、この問題、勇気を持って中国始め諸外国に対して日本の国益をしつかり主張していただいで、まずは状況の把握をしつかりしていただいで、それで、きちつと、今漁業協定は始まっているわけですから、そこで日本の権利を勝ち取っていく。それから、現場での乱獲防止、せつかく日本は守っているわけですから、中国にもそのことを国際的に守らせる強い姿勢で水産行政やっていただきたいと思つて、質問を終わらせていただきたいと思います。

○平山幸司君 青森県選出の平山幸司です。今日もT P P問題に關しまして質問をしたいと思ひます。

先週、五月の十五日、予算委員会で安倍総理と、そしてまた林大臣にもお伺いをしましたけれども、もう一度確認をさせていただきたいと思ひます。自民党の聖域なき関税撤廃を前提とする限り交渉参加に反対という政権公約ですけれども、これは、交渉参加に当たりT P Pは聖域なき関税撤廃

を前提としていないということを確認したので、安倍内閣としては既に公約を果たしている、こういう理解でよろしいでしょうか、大臣にお伺ひいたします。

○国務大臣(林芳正君) 基本的には今委員がおっしゃったとおりではないかと思ひます。総理もそういう御答弁だったと思ひますが、一項目め、公約どうなっているかという、今委員からお話がありましたが、聖域なき関税撤廃、これが前提になっている限りT P P交渉参加に反対する、こういう文面になっておりました、このことは国民との約束ということでございますから、首脳会談における共同声明ということで明示的に、T P P交渉参加に際し、一方的に全ての関税を撤廃することをあらかじめ約束することを求められるものではないということを確認するというところで、共同声明に出たということでございますので、今委員がお話しになったとおりだと思ひます。

○平山幸司君 そうしますと、T P P交渉に参加し、例えば交渉の結果、農林水産物について全て関税撤廃すると結果的になったとしても、それは交渉の結果であり、交渉結果を非難されることはあつてもこれは公約違反ではないと、そういう今の大臣の認識ですね。

○国務大臣(林芳正君) これは衆議院選挙の公約でございますので、まだ入るか入らないかについて議論を行つていた段階での公約ということでございます。したがつて、こういう書き方になっております。

今後は、既に交渉参加ということを決出し、そして手続がいけば七月の下旬には参加ということになりますから、当然この書き方は次の参議院選挙では変わつてくるだろうというふうに通つておるわけでございます、その公約作りに当たつては、これは我が党内の、自民党内のことでございますけれども、既に党の中に本部というものができまして、ここの本部で決議をいただいております、これも国会で何度かお話をしたことがあ

ると思ひますけれども、重要五品目というようなものを入つた決議をしていただいておりますし、同趣旨の内容をこの参議院の農水委員会でもしていただいておりますので、今度は、この衆議院選挙でのこの①ということは交渉参加するかしないかについての項目でございますので、これというよりは新しい公約はそういうことになっていくんではないかというふうに考えております。

○平山幸司君 今の御答弁ですと、多分農家の皆さん、私は青森県で、地方の農林漁業に携わつていらっしゃる皆さんは、やつぱりだまされたなと、こういう気持ちを持つてもそれはもうおかしくないなというふうに感じるわけでありまして。

結果として、交渉参加までであり、交渉参加後、結局は関税がどういうふうになるのか、交渉参加後、交渉参加後は衆議院選挙で約束した公約には縛られないと、大臣、そういう考えですやね。

○国務大臣(林芳正君) 誤解があるのかもしれないが、これはもう読んでいただければ分かるように、交渉参加について、要するに交渉に入るかどうかについての公約ということでございます。

その段階は一步進んで、今度は交渉には参加をするということでございますから、今度はこの交渉参加したT P Pなるものがどういふものになつていかなければならぬのかということ、先ほど私申し上げたように、党でも御決議をいただきましたし、同趣旨の内容をここの委員会でも御決議いただいておりますので、こういうものにしていく、この交渉でそういう国益を勝ち取つていきますというふうなお約束に多分なるんだろなというふうに通つておる、これは党のことですから、今私の立場としては、その決議を踏まえてしつかりと交渉をしていくことが今の立場でございます。

○平山幸司君 やはり聞いてはつきりしましたけれども、前回の予算委員会でも質問させていただきましたけれども、一項目め、これが、結果がどうあれそこを乗り越えたということであれば、あ

と一項目めから六項目めまでははなから守る気はないんだなということを強く感じておまして、それではいけないと、私はこういうふうに通つておる。

そこで、今大臣が、参議院選挙においてはまたその約束が変わるというお話をしておりましたので、それでは、そこはどうなるのかということをしつ聞きたいと思ひます。

というのは、やはり一番目の聖域なき関税撤廃に關してでございますけれども、交渉の中で聖域を勝ち取るということに關して、自民党は、重要五品目、これを挙げているわけでありまして。例えば、米の関税は現在七七八％、麦は二五六％、牛肉三八・五％、例えば乳製品のバターは三六〇％等々、このタリフラインの全てにおいて関税水準が完全に維持されなければ日本は聖域を守つたというにはならず、結果として交渉は不発、脱退という判断をするのかどうか、これ、農林水産物ですので、その部分を大臣にお伺ひします。

○国務大臣(林芳正君) 先ほど私が申し上げました自民党の、これはもうちよつと中の話ですが、政務調査会の中に普通は政策を議論するものを置きますが、それを越えて党全体の本部ということと外交・経済連携本部を置きまして、その中のT P P対策委員会というところで決議が三月十三日にされております。

全部を読むと長いのでその部分を読ませていただきますと、政府は、国民生活に対する影響を明らかにし、守るべき国益をいかにして守るかに關しての明確な方針と十分な情報を国民に速やかに提示しなければならぬ、そして、このT P P交渉参加に關する決議、これはそれに先立つて二月二十七日に既になされておりますが、その実現に向けた戦略の方針を確立すべきであるというところで、いろんなことを書きまして、それで農林分野でございますが、農林水産分野の重要五品目等やこれまで営々と築き上げてきた国民皆保険制度などの聖域、死活的利益の確保を最優先し、それが確保できないと判断した場合は、脱退も辞さな

です。だって、オバマ大統領と安倍総理が二月に共同声明を上げたときに、要するに例外なき関税撤廃が前提ではないという話を確認できたというのを言っているわけですから、当然その進み方としては、じゃ、日本の重要品目についてはこれこれのものを守りたいと思っているんだと、それについては確認できるんだということとは、二国間であっても本来しているはずなんです。それが何ら明らかにされていないということがあるわけです。

日米共同声明で、両国共に二国間貿易上のセンシティブティが存在することを認識しつつと、表現としてはしつとしながらも、この日米の事前協議の決着で明らかになったことは何かというと、米国のセンシティブティである自動車分野については最大限の関税の後ろ倒しという形で最大限の配慮がなされていると。さらに、日本の自動車市場の更なる開放という、この日米自動車協議を続行していくということも決めているわけですね。

さらに、四月二十四日の米国政府の、米国議会上院と下院ですね、この議長への書簡というのが出されていますが、これでは日本のセンシティブティなどは一言も触れていないんですね。一言も触れていないですよ。

農水大臣、こういう取扱いになっていることについて日本政府は何かアクションをしたのか、それとも唯々諾々とこれ米国政府に従っているんですか。

○大臣政務官(稲津久君) 経緯も踏まえて私の方から御答弁させていただきます。

今、紙委員からの御指摘のこの四月の二十四日の米国の通商代表部の件でございすけれども、これは、米通商代表部から米国の議会へ通知された書簡については、これは米国内の手続に基づいて米通商代表部が国内向けに説明を行ったと、このようなものであるということで承知しております。

我が国の農産品に関するセンシティブティに

ついてですけれども、これは先ほど紙委員からも御指摘もありました二月の日米首脳が出しました共同声明、それから四月の日米合意の往復書簡、この中で確認をされていることでございまして、我が国としては、これらの日米間の共通認識、これをしっかりと踏まえて国益を守り抜き、聖域を確保すると、このことに全力を尽くす考えでございす。

以上でございます。

○紙智子君 今の答弁からいうと、結局これは全然そのことに對してアクションしていないということですね。言われるままに今従っているというようなことだったのかなというふうに思っているわけです。

それで、あれはアメリカ向けの国内向けに出しているものだからという話するんですけど、その言い方も私絶対おかしいと思うんですね。だって、USTRの作っている文書というのは、これは日本との交渉があったから、それに基づいて国内にも発表しているわけ、これはいいかげんな作り話でやっているわけじゃないわけで、合意が日本とあるところをやつぱり発表しているわけですからね。

それから、このTPP交渉で最大限の交渉力を発揮してやるんだというふうに言っても、これ、この間の経過からいうと、総理大臣自ら三月十五日の記者会見で、既に合意されたルールがあれば、遅れて参加した日本がそれをひっくり返すことが難しいのは厳然たる事実ですと言っているわけですね。

それだけではなくて、七月の会合の参加も、これ流動的なんじゃないやしませんか。必ず参加できるかどうかということもまだ決まっていなくて、現時点で確実に参加できるというのは九月の会合だけですね。だとすると、このたつた一回の会合で日本の農業を守ることができると。守れどつて言うのであれば、具体的なその根拠についてどういふことがあるんだということでお答えいただきたいと思います。

○国務大臣(林芳正君) まず、先ほどのUSTRから米国議会へ出されたものというんですが、これはまさに政務官から御答弁をさせていただきましたように国内向けの説明ということで、それでは逆に、日米共同声明ですとかこの四月の往復書簡、これはお互い合意している文書で表に出させていただきましたが、これについての説明を我が国で例えば我々が関係者に対してやるのか経産省がやるのかについて、一々USTRがこういう文章にしるというのを言ってくるんだらうかといえ、それはないわけではございまして、あくまでもそれぞれ自分たちの関係者について説明をする。ただ、申し上げなきゃいけないことは、この共同声明、それから往復書簡、これは公開されておりますので、全ての関係者の皆様は見る事ができるといふ前提の中でやっていると、これは申し上げておきたいと思ひます。

それから、七月の交渉の見通し、これは今まさに最終段階で、今、大会合の最後に次の会合の場所、時間等を決めるということではございすから、今やっております会合では最終的に決まるといふことで、実質的な議論にきちつと参加できるように引き続き関係者に働きかけている状況であるというふうに考えております。

その後、九月ということは予定をされておりますが、これも申し上げましたように、今度は七月の会合がもしあれば、あるということでは今やっているわけですが、今度は七月の交渉の最後に次はどこでどれぐらいやるかということを決めていくというところでありますから、その時点では正式に我々が入つていまして、こういうふうには思ひますので、しつかりと情報収集、交渉参加しながら、それに向けて対応をするということではございす。

○紙智子君 今のお話聞いていても、全然見通しが見えないわけですよ。何の勝算もなくTPP交渉に参加しようとしているじゃないかと言えないわけですね。

米国政府は、これ五月七日に交渉方針を策定すべく、日本のTPP交渉への参加に関連する全て

の要素についてパブリックコメントを求めると、官報の公示を出しました。それで、そこには日本による特定の品目の取扱いということもコメント対象としているわけですよ。つまり、日本が重要品目としている農産品についても、新たに業界団体からコメントを求めようとしているわけですよ。要するに、TPP交渉で、これ徹底的に日本を追い詰めていって、この関係業界団体、多国籍企業から更なる要求を求めるといふ場を設定しようというわけですよ。

そういうふうになっているときに、もうたつたその一回しかできないかもしれない、そういう会合で日本の主張をどれだけ反映させられるのか。言ってみれば、業界団体はもう、米も含めてそうだけれども、日本に対して例外は認めないんだと、もう全部開けるというふうに言ってくるわけですよ。そういう場がたぶん設定されている中で、それに対してどれだけ日本が頑張つてやつて取れるのかということでは、もう到底その日本の主張を反映させることについていうのは到底これはできないんじゃないかというふうに言わざるを得ないわけですよ。

ですから、今こそこれ、農林水産業を守るためには交渉撤退を決意すべきだと、もうこの段階で決意すべきだといふふうに思ひますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(林芳正君) 同じお答えになつてしまふかもしれませんが、交渉参加国は本年中の交渉妥結を目指して交渉を続けているというところではございす。しかし実際の交渉がどういふふうになつていくかということはまだ予断を許さないところではございすし、我々も交渉に参加すれば、先ほど平山委員とのやり取りで言わせていただいたような方針できちつと交渉してまいると、こういうことでございす。

したがって、今の段階で委員がおっしゃっているような、もう駄目だからやめてしまえということではないのかというふうな考えでおります。

○紙智子君 私は、もうちよつと見通し持てないなというふうに思いますよ、率直に言つて。ですから、是非撤退すべきだと。農水大臣はそのことを是非閣僚会議の中でも言つていただきたいし、その立場で力を尽くすべきだと思います。

あとはまたやりまされども、今日もう一つ最後に質問しておきたいのは諫早湾の干拓事業の問題です。農水省としてこの開門に伴う有明海などの環境変化を調査するわけですが、その調査のスケジュールが出されています。こういう形で出されているわけですから。

それで、二〇一二年から二〇一三年にかけて事前の調査をやる、二〇一三年から二〇一八年にかけて開門時の調査をやつて、二〇一八年から開門後の事後調査をするというふうになっているわけですね。なぜ開門なのか。福岡高裁の判決は、これは排水門を開放して、以降五年間にわたつてこれを継続するということは決まっていますわけですが、閉門時期については何ら書いていないわけですよ。何でこれ開門ということになっているんですか。

○副大臣(加治屋義人君) 諫早湾については、紙先生全くおっしゃつたとおりでございまして、福岡高裁の判決、これは、国は本年十二月までに排水門を開放して、以後五年間にわたつて開放を継続せよと、おっしゃるとおりでございまして。これを受けまして、従来から意見交換等の機会に、開門は五年間行ふのであつて、五年たつたら閉門すると説明してきておりまして、昨年、当時の郡司農林水産大臣が長崎を訪問されたときにも、長崎県関係者に対して同じ旨を述べておられます。これは、判決文において、五年間にわたつて開放を継続せよとされている以上、五年たつた後の時点についてまで国は法的に拘束されるものではないとの考え方に基づいておられると聞いています。

以上でございます。

○紙智子君 趣旨は、やっぱり実際に開けて調査しなきゃいけない。その結果、改善されるかもしれないわけですね。改善されても止めてしま

うわけですか。改善されたらやつぱり開けて、もつとやつぱりそれに、確かめられた中身に基づいて進んでいくというのは当たり前であつて、それをもう最初から、そもそも開けてもいないうちから閉めることを言うというのはおかしいんじゃないですかね。

○国務大臣(林芳正君) 今、副大臣から答弁いたしましたように、裁判の判決は五年間にわたつて開放を継続せよと、こういうことでございしました。したがつて、その後については法的な拘束はないということで、我々としては、郡司前大臣の時代でございましてけれども、長崎関係者に対してそういう説明を行つてきて、開門は五年間行ふのであつて、五年たつたら閉門するという立場を取つておられますので、今、同様にそういう立場を取らせていただきたいと思つておるところでございまして。

○紙智子君 全く納得できないわけで、今、長崎側に閉めることを説明してきたんだというんだけど、実際に原告団は全然説明を受けていないわけですよ。本来だつたら、それ勝訴した側の意見もちゃんとやり取りして、その後拘束されていないというんだつたら余計話し合ふ必要ないはずなのに、それをやらないうで一方的に閉めることを約束するというのは、これちよつと行き過ぎだというふうに思ふわけですよ。

それで、漁業者の皆さんは、やつぱり豊かな海や宝の海を戻してほしいと願つていて、やつぱりそういう立場に立つたらば……

○委員長(中谷智司君) 申合せの時間を過ぎておりますので、質疑をおまとめください。

○紙智子君 はい。

農業も漁業も大事ですから、農水大臣としてはその立場でやつていただきたいということを、撤回していただきたいということを最後に申し上げまして、質問を終わります。

○舟山康江君 みどりの風の舟山康江でございまして、今日は、私は、政権交代後、強く農水省として

も、また内閣としても進めておりますこの攻めの農林水産業に関して質問をさせていただきたいと思ひます。

折しも今日、今日付けで農林水産業の強化策を検討する関係閣僚会議が立ち上がったと聞いておりますし、また、これに合わせて農林水産業・地域の活力創造本部でしようか、内閣官房にこういった実行部隊も立ち上がったというところでありますので、この攻めの農林水産業の考える方向性、目指すべき方向性、そしてこれの実現可能性についてお聞きしたいと思ひます。

まず最初に、私も攻めの農林水産業を全て否定するつもりもありませんし、やはり大規模化をして効率化を図っていくというこの一般的な方向はそのとおりだと思つております。ただ、この大規模化に伴つて非常に効率的な生産が増えて供給が過剰になるという懸念も今現在実際に起きております。

例えばキノコでありますけれども、ナメコ等のキノコ類で、ある地域でかなり大規模な生産施設ができました。これに伴つて供給量が二割ぐらひ増えているという中で、価格が非常に今大きく低下している。私は、これは別にこのキノコのことを聞くんではありませんけれども、こういう現状があらちちで起きる可能性があると思ふんです。効率化を図つて付加価値を付けていつて、それに対する供給、今は非常に少ない供給だからこそそこに付加価値が生まれておりまして、でも、それが一般化をして大衆化をしてどんどん増えてくるとなれば、その品目の、その作目の価格というのが量の拡大によつて大きく下落するという懸念というのは付き物ではないかと思ひます。

こういう懸念に対してどのように対処するおつもりか、お答えいただきたいと思ひます。

○国務大臣(林芳正君) 大変大事なポイントだというふうに思ひます。

まず、その前に、攻めの農林水産業とかいうと、どうも今の委員のように、大きくしていく、

強くしていくところばかりが強調されやすいので、今日の本部でも、産業政策と地域政策の両面から農林水産業、農山漁村地域の活力の向上を図つていくということと趣旨を徹底したところとでございまして、その一つの大きな産業政策という意味では、今委員がおっしゃつたところあるわけですが、攻めというところとそこだけではないということとをまず申し上げておきたいと思ひますが、その上で、やはり関連産業分野、特に食の分野、ここを含めて農業者が川下に入りていつて十分な所得を確保できるということが大事だと思つております。

規模拡大をやつて生産コストを低減してたくさん作っていくことですが、まさに需要にかかわらずに供給を拡大する何が起るかということ、まさに今委員がおっしゃつたように価格が下落するということは、我々のような経済学を途中で余り勉強しなかつた者でもそれくらいのことでは分かるわけがございまして、そういう意味では需要サイドのニーズを敏感に酌み取りながらそれを生産と結び付けていく、フィードバックしながらこの循環をつくっていく、これが非常に大事だと、こういうふうにも思つておりまして、先般成立させていただきました予算、二十五年度予算でも新規事業として四十億円を計上して日本の食を広げるプロジェクト、これを創設しております。ニーズに応じた商品開発をするとか、それから海外市場の発掘等による輸出等の増大、国産の農林水産物の利用拡大と、こういうことを進めていくことによつてやはり需要のフロンティアを拡大するということ、先ほど委員がおっしゃつた供給サイドの強化ということと併せてやつていく必要があるというふうに考えております。

○舟山康江君 今まさに大臣からお答えいただきましたけれども、私はやはり農業政策を考えるに当たつて産業政策的な側面と、それから地域政策的な側面を総合的に考える必要があるんだと思ひます。

ただ、私、今両方考えるんだということを言つ

ていただきましたけれども、今出ているその攻めの農林水産業、見えているところ、部分だけをとらえますと、非常にこの産業政策的側面ばかりが目立っていると思います。規模拡大をする、農地を集約化する、そして外にも活路を見出して輸出を倍増していくことですね、あと六次産業化、そういうことを進めていくことによって、そこに全ての農業の現場が乗つかれるということに私はならないと思うんですね。

ですから、そういう中で、じゃ、地域を考えたときに、まさに農業のこれ今の政権の中でも多面的な機能ということを随分強調しておられますけれども、この多面的な機能というのは、大規模農家がなければそれが発揮できるというだけではなく、やはり中小の小さな零細農家がいて、高齢農家がいて、そこでいろんな支え合い、助け合いのコミュニティを築きながらそれを発揮していくんだと思うんですね。そういう役割というのはこの攻めの農林水産業の中にどのように位置付けられて、どう支えていくつもりなのか。一時期、前の自民党政権のときですね、品目横断経営安定対策事業、この政策の中では、やはり規模でその政策対象者を絞るという方法を取ったと思いますけれども、こういう方法をこれから取るのか、また、それとも中小のそういった農家の役割に対してもしっかりと支えていくのか、そこが非常に産業政策的な側面を強調する余りに見えなくなっているわけなんですけれども、そこはどのように融合させていくつもりなのか、教えてください。

○国務大臣(林芳正君) やはり、一言で言うところでもやるということではないかというふうに思います。強くしていく、強くなるべきところを強くしていくとともに、攻めという意味は、例えば私の地元、中山間地多いんですが、棚田のところ、今、山口型放牧というふうに言われるようになりましたが、棚田に牛を放牧することによって耕畜連携みたいなことが起きるとか、それから、風が結構吹いている、棚田ということは急傾斜なので、そこで風力エネルギーを利用してそれを

を循環させるとか、いろんな取組があるので、条件が一見不利に見えるようなところでも、だから守ると。だから、もうとにかく今のままで何とか頑張るといふよりも、もう少し何か付加価値を付けていく方法はないだろうかという方向でやっていくということが私は大事だと、こう思っております。

少しよそのことなんですけど、山口ではなくて新潟の有名なコシヒカリの、魚沼産という非常に有名なものがありますが、これもやはりそういう条件が一見不利に見えるような棚田で、山から下りてくる水が非常に冷たいものだから、その冷たい水が来て、日較差、日中と朝夜の温度の差が非常に大きい中で非常にぎゅつと締まっていたお米ができるんだということを聞かせていただいたわけのでございまして、確かにハワイみたいなところでふわつとやっていたお米は多分できないだろうなと、こう聞いていて思ってたんでございしますが、やはりそういう側面というのをまずは考えていかなければいけないし、さらに、今委員がおっしゃっていただいたように、集落を維持する、それから共同体を守っていくとか、農業に不可欠な水利とか草刈りとか、そういうものを一緒にやっていくということをやはり地域政策の観点に立つてやっていく必要があるということとございします。

中山間地域に対する直接支払とか、水路、農道の共同管理への支援、それから、もう一つは都市から来ていただく交流活動、特に子供さんが来ていただく体験していただくということで非常に意味のある活動が展開されておるようでございします。こういうことに対するソフト、ハード両面での支援と、こういうことを併せ持つて、農業の持つていっているいろんな機能を全体としてやはり維持増進していくということが必要だと思っております。

○舟山康江君 今大臣がおっしゃったように、例えば棚田のお米というのは、手間も掛かるけれどもそこに付加価値も乗っていく可能性があるとい

うことです。

ただ、残念ながら、その付加価値が全て価格に乗り切れるかというと、なかなかそううまくいかないのかなと思うんですね。コストは掛かる、その掛かり増し経費の一部はもしかしたらその付加価値で補填できるかもしれないけれども、なかなか必ずしもそうならない。そこをどう穴埋めをしていくかという観点がなければ、なかなかこういった地域政策的な観点での総合政策というのは難しいんじゃないかと思えます。

そういった中で、恐らく多面的機能に着目をするような、私、前回の質問でも指摘させていただきましてけれども、EUで今後導入しようとしておりますそういった環境的な役割、グリーンング支払というような形の手当てというのをやはり併せて考えていかなければ、とにかく土地利用型でも大規模化をしていけばいいという話、これは私は全く違うんではないかと思えます。現実にはやはり細々とした、零細よりは少し大きい方がコスト低減に役立つというのは、これはもちろんそうなんですけれども、でも、いろんなデータを見ますとコスト低減にも限界がありまして、大体十から十五、よくて二十ぐらい、それ以上になるとむしろコストが上がるというんでしょ、このコストの低減には限界がある。そして、大規模にやればやるほど、いわゆる手を掛けた付加価値が高い品質というのは保てなくなるような、そんな傾向も

ありますので、やはり、とかく規模拡大をすればどんどんコストが下がって競争力が強まるんだという無知な議論も周りで出てきますけれども、そこに対してはそうではないということを是非こう上げていただきたいと思うんですが、大臣の方から声を上げていただきたいと思うんですけれども、そこはどのようにお考えでしょうか。

○国務大臣(林芳正君) 私は勇気がないものですから、人のことを余り無知なんということをその場で申し上げるよりも、実はこういうことがありますがですよということを数字でお示ししていきたいと思っております。

委員がおっしゃったお話はたしか生源寺先生が書かれた本にも、だんだんだんだん土地が広がっていきと、どこかでやっぱり平らになっていってコストが下がっていかないというのがあります。限界効用が逓減をするというのが昔習ったことがありますが、そういうことも併せて、一体どういうふうな目標を持ってやっていくかということ。

これはそれぞれ、民主党のとき始めていただいた人と農地プランというところで、どういうところを集めて話して誰にやってもらうのかということとを非常に大事にしようというところは非常に大事なことではないかというふうな思いです。我々が今度は県の段階でやっていくところとして、いいんだということ一本やりではない今の考え方というのはいくらも押さえながら、先ほどちよつと冒頭に、ナメコのように申し上げたんですが、需要と供給がやっぱり見合って、ここがながついて初めて所得といいますか付加価値が上がついていくと、このことをきちつとやっぱり根底に押さえておかなければいけないというふう

に思っております。

○舟山康江君 最初のお話を指摘いただきましたので、その点にちよつと戻りますけれども、今生産している方々はそれこそ需要をにらみながら生産をしてきました。しかし、そこに目を付けて新しい新規参入の大きな工場が、結局元々本場にきちんとずつと長いことその相手の顔を見ながら生産してきた人をもすれば潰しかねないというような現状も起きるということを是非お考えいただきたい、新しいその最新設備の工場だけが生き残って元々の地元の農家が潰れてしまうということになれば、これは私は望むべき方向ではないと思いますので、是非そこはしっかりと今後の議論の中で御検討いただきたいと思えます。

そして、そのいわゆる攻めの農林水産業という中の一に六次産業化ということがあります。六次産業化を推進するに当たりましては、やはり差別化などの付加価値の増大ということも考えてい

かなければなりません。そういう中で、現在、今、衆議院の方で食品表示法案というのが議論されておりますけれども、この中で例えば原料原産地表示の議論等もされていると聞いております。

私は、やはりこの付加価値の増大という意味では、原料原産地表示の対象範囲の拡大ですとか、トレーサビリティ制度の対象拡大などの対応も必要だと思っておりますけれども、残念ながら今回のこの法案の審議の中では原料原産地表示の対象範囲というのは特にいじらないような方向であると思っておりますけれども、しっかりとこれ、幾ら作ったところで、本当に大量生産の安いものを原料にしているもの、それからきちんと手を掛けて作ったものの差別化が表示の上でされていかなければ買手の方もそれが分からないと思うんですね。是非、ですから、その表示をきちんとするべきだと思っておりますけれども、まず担当である消費者庁の方から答えたいだいたいと思っております。

○副大臣(伊達忠一君) 今お話されておりました原料原産地の表示の拡大の具体的な状況ということですが、加工食品の原料原産地表示はJAS法に基づく加工食品品質表示基準で定められている表示の基準の一つであります。消費者基本計画において加工食品の原料原産地表示の義務付けを着実に拡大するとされていることから、消費者庁においては対象品目を追加しながら、増やす方向で取り組んでいるところでございます。

そして、今、現在はJAS法と食品衛生法それから健康増進法に関する基準を統合した食品表示法案、今おっしゃっていただきましたこの法案を審議しているところでございまして、この法案が成立後においては、消費者や事業者の方々の意見を幅広く聞きながら、新たな原料原産地表示の在り方について義務範囲の拡大も含めて検討していきたい、こう思っております。

○舟山康江君 義務範囲の拡大を具体的にもっとスピード感を持ってやっていかなければ、まさにその付加価値が全く付いていかならないと思うんで

す。少なくとも加工食品で、身近な例でいえば飲料ですね、果物ジュース、こういったものに関してまだ義務付けがされておられません。それは原料の差がなかなか出にくいというふうに言われておりますけれども、やはりこの国内の生産を振興するに当たりましては……

○委員長(中谷智司君) 申合せの時間を過ぎておりますので、質疑をおまとめください。

○舟山康江君 済みません。はい。

少なくともこの飲料に関しては簡単にできると思いますが、こういったものから着実に進めていかなければ、私はこの六次産業化というのの中途半端に終わってしまう、付加価値がなかなか付いていかないと思っておりますので、是非、消費者庁においても、また農林水産省においてもしっかりとこれを早急に進めていただきたい、このことをお願い申し上げます。質問を終わります。

○委員長(中谷智司君) 本日の調査はこの程度にとどめます。

○委員長(中谷智司君) 次に、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。林農林水産大臣。

○國務大臣(林芳正君) 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要内容を御説明申し上げます。

森林は、国土の保全、水源の涵養等の多面的な機能を有しており、また、二酸化炭素の吸収による地球温暖化の防止の機能的な発揮を確保する上で適正な森林が整備されることが重要であります。

このような中、森林吸収源対策の重要性及び気候変動に関する国際連合枠組条約等をめぐる国際的な動向を踏まえると、森林による二酸化炭素の吸収作用を保全・強化するため、引き続き間伐等

の実施を促進していく必要があるとともに、新たな成長に優れた種苗の確保を推進する必要があります。

このため、平成三十二年までの間、間伐等に要する経費等に対する支援措置を引き続き講ずるとともに、併せて成長に優れた種苗の母樹の増殖を促進するための措置を講ずるため、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、間伐等の実施の促進に関する計画を作成した市町村に対する交付金の交付、当該計画に基づく間伐等の実施及び助成について地方公共団体の支出する経費に係る地方債の起債の特例等の支援措置を平成三十二年度まで引き続き講ずることとしております。

第二に、都道府県知事は、農林水産大臣が定めた基本方針に即して、成長に優れた種苗の母樹の増殖に関する基本方針を定めることができることとし、この基本方針に即して、当該母樹の増殖に取り組む計画を作成し都道府県知事の認定を受けた者は、林業・木材産業改善資金の償還期間及び据置期間の延長等の支援措置を受けることができることとしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(中谷智司君) 以上で本案の趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十八分散会

五月二十日本委員会に左の案件が付託された。

一、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(平成二十年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「が気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書第三条の規定に基づく約束の履行に果たす役割を」による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化に、「かんがみ、平成二十四年度」を「鑑み、平成三十二年度」に、「が作成する」を「による」に、「に基づく間伐等」を「の作成及び都道府県知事による特定増殖事業計画の認定並びにこれらの計画の実施」に改める。

第八条第一項中「実施主体」の下に「及び認定特定増殖事業者」を、「当該特定間伐等」の下に「及び特定増殖事業」を加え、同条第二項中「実施主体」の下に「又は認定特定増殖事業者」を、「特定間伐等促進計画」の下に「又は認定特定増殖事業計画」を加え、同条に次の一項を加える。

3 前二項に定めるもののほか、独立行政法人森林総合研究所並びに関係都道府県又は関係都道府県若しくは関係都道府県及び関係都道府県以外の地方公共団体が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。)であつて特定母樹を所有するものは、特定母樹の増殖の促進を図るため、認定特定増殖事業者に対し、特定母樹を育成するための種穂の提供その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

第八条を第十四条とし、第七条を第八条とし、同条の次に次の五条を加える。

(特定増殖事業計画の認定)

第九条 基本方針、特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本方針に限る。以下この項及び第三項第一号において同じ。に定められた第四条第二項第七号に掲げる事項に基づ

いて特定増殖事業を実施しようとする者は、その実施しようとする特定増殖事業に関する計画（以下「特定増殖事業計画」という。）を作成し、これを当該基本方針を定めた都道府県知事以下「特定都道府県知事」という。）に提出して、その認定を受けることができる。

2 特定増殖事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 特定増殖事業の目標
二 増殖する特定母樹の種類、特定母樹を繁殖する方法、特定母樹を植栽する土地の所在地及び面積並びに植栽する特定母樹の本数、配置及び管理に関する事項
三 地域森林計画の対象となつていない民有林（森林法第五条第一項に規定する民有林をい

い、同法第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林及び同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。第四項において同じ。）において特定母樹を植栽する土地の上にある立木を伐採しようとする場合にあつては、伐採する森林の所在場所、伐採面積、伐採跡その他農林水産省令で定める事項

四 特定母樹から採取する種穂の配布（配布のためにする苗木の育成を含む。）に関する事項
五 特定増殖事業の実施時期
六 特定増殖事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

3 特定都道府県知事は、第一項の認定の申請があつた場合において、その特定増殖事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 当該特定増殖事業計画が基本方針に照らし適切なものであること。

二 前項第二号から第六号までに掲げる事項が当該特定増殖事業計画に係る特定増殖事業を確実に実施するために適切なものであること。

三 申請者が特定増殖事業を適確に遂行するに

足りる技術的能力その他の能力を有し、かつ、林業種苗法第十条第三項第一号又は第二号のいずれにも該当しないこと。

4 特定都道府県知事は、第二項第三号に掲げる事項を含む特定増殖事業計画について第一項の認定をしようとするときは、第二項第二号及び第三号に掲げる事項について、当該特定増殖事業計画（同号に掲げる事項に係る部分に限る。）において伐採することとされている民有林の所在地の属する市町村の長の意見を聴かなければならない。

5 特定都道府県知事は、前項の規定により市町村の長の意見を聴いた場合において第一項の認定をしたときは、当該市町村の長に当該認定をした旨の通知をしなければならない。

（特定増殖事業計画の変更等）

第十条 前条第一項の認定を受けた者（以下「認定特定増殖事業者」という。）は、当該認定に係る特定増殖事業計画を変更しようとするときは、特定都道府県知事の認定を受けなければならない。

2 特定都道府県知事は、認定特定増殖事業者が当該認定に係る特定増殖事業計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定特定増殖事業計画」という。）に従つて特定増殖事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 特定都道府県知事は、認定特定増殖事業計画が前条第三項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定特定増殖事業者に対して、当該認定特定増殖事業計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

4 前条第三項から第五項までの規定は、第一項の認定について準用する。

（林業・木材産業改善資金の償還期間等の特例）
第十一条 林業・木材産業改善資金助成法（昭和五十一年法律第四十二号）第二条第一項に規定する林業・木材産業改善資金であつて、認定特

定増殖事業者が認定特定増殖事業計画に従つて特定増殖事業を実施するのに必要なものの償還期間（据置期間を含む。）は、同法第五条第一項の規定にかかわらず、十二年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

2 前項に規定する資金の据置期間は、林業・木材産業改善資金助成法第五条第二項の規定にかかわらず、五年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

（生産事業者の登録等の特例）

第十二条 特定増殖事業を実施しようとする者がその特定増殖事業計画について第九条第一項の認定を受けたときは、当該認定特定増殖事業計画に記載された特定増殖事業であつて、林業種苗法第十条第一項の登録を受けなければならないものについては、同法の規定により登録を受けたものとみなして、同法第十二条第一項及び第二項並びに第十三条から第十六条までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、同法第十三条第一項中「その住所を管轄する都道府県知事」とあるのは、「特定都道府県知事（森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成二十二年法律第三十二号）第九条第一項に規定する特定都道府県知事をいう。以下同じ。）と、同条第二項及び第三項並びに同法第十四条第二項中「その住所を管轄する都道府県知事」とあるのは、「特定都道府県知事」と、同法第十三条中「及び同項第五号」とあるのは「並びに同項第五号及び第六号」と、同法第十五条第一項中「第十号第三項第一号又は第三号」とあるのは「第十号第三項第一号」とする。

2 特定増殖事業を実施しようとする者がその特定増殖事業計画について第九条第一項の認定を受けたときは、又は認定特定増殖事業者がその認定特定増殖事業計画について第十条第一項の認定を受けたときは、これらの認定に係る認定特定増殖事業計画に記載された特定増殖事業であつて、林業種苗法第十三条第一項（前項の規

定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による届出及び書替交付の申請をし、又は同条第三項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による届出をしなければならないものについては、同条第一項の規定により届出及び書替交付の申請をし、又は同条第三項の規定により届出をしたものとみなす。ただし、これらの者が同法第十条第一項の規定により特定都道府県知事以外の都道府県知事の登録を受けている者であるときは、この限りでない。

（伐採の届出の特例）

第十三条 第八条の規定は、認定特定増殖事業者が認定特定増殖事業計画（第九条第二項第三号に掲げる事項に係る部分に限る。）に従つて行う立木の伐採について準用する。

第六条を第七条とする。
第五条第一項中「第八条第一項」を「第十四条第一項」に改め、同条を第六条とし、第四条を第五条とする。

第三条第一項中「即するとともに、森林法第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画に適合して」を「即して」に改め、「関する基本方針」の下に「又は当該区域内における特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本方針」を加え、「という」を「と総称する」に改め、同条第二項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、特定間伐等の実施の促進に関する基本方針においては、第一号から第四号までに掲げる事項を定めれば足りる。

第三条第二項に次の四号を加える。

五 特定母樹の増殖の実施の促進の目標
六 特に優良な種苗を生産する体制の整備に関する事項

七 特定増殖事業の実施方法に関する事項

八 特定増殖事業の実施の促進のための方策に関する事項

第三条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 基本方針に定める前項第一号から第四号までに掲げる事項は、森林法第五条第二項の規定によりたてられた地域森林計画(第九条第二項第三号において単に「地域森林計画」という。)に適合するものでなければならない。

第三条を第四条とする。

第二条第一項中「森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第四条第一項の規定によりたてられた全国森林計画に適合して、森林(同法第二条第一項に規定する森林をいう。以下同じ。)の間伐又は造林で平成二十四年度までの間に行われるもの(以下「特定間伐等」という。)」を「特定間伐等及び特定母樹の増殖」に改め、同条第二項第一号中「特定間伐等」の下に「及び特定母樹の増殖」を加え、同項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、「特定間伐等」の下に「及び特定母樹の増殖」を加え、同号を同項第六号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

四 特に優良な種苗を生産する体制の整備に関する基本的な事項

五 特定増殖事業の実施に関する基本的な事項
第二条第三項中「地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第百十七号)第八条第一項に規定する京都議定書目標達成計画」を「地球温暖化の防止を図るための施策に関する国の計画」に改め、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 基本方針に定める第二項第一号から第三号まで及び第六号に掲げる事項(特定間伐等に係る部分に限る。)は、森林法第四条第一項の規定によりたてられた全国森林計画に適合するものでなければならない。

第二条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

(定義)

第二条 この法律において「特定間伐等」とは、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二条第一項に規定する森林をいう。以下同じ。の間伐又は造林で平成三十二年までの間に行われるものであって、種樹(林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第三条第一項に規定する種樹をいう。以下同じ。)の採取の用に供する樹木の増殖以外のものをいう。

2 この法律において「特定母樹の増殖」とは、特に優良な種苗(林業種苗法第二条第一項に規定する種苗をいう。以下同じ。)を生産するための種樹の採取に適する樹木であつて、成長に係る特性の特に優れたものとして農林水産大臣が指定するもの(以下「特定母樹」という。)の増殖で平成三十二年までの間に行われるものをいう。

3 この法律において「特定増殖事業」とは、特定母樹の増殖に関する事業であつて、次に掲げるものをいう。

一 生産事業(林業種苗法第二条第二項に規定する生産事業をいう。以下同じ。)を行い、又は行おうとする生産事業者団体等(同項に規定する生産事業者の組織する団体その他政令で定める者をいう。以下同じ。)が、特定母樹の増殖を行い、その増殖した特定母樹から採取する種樹を主として当該生産事業者団体等の構成員その他政令で定める者に配布するために実施する事業

二 生産事業を行い、又は行おうとする者が、特定母樹の増殖を行い、その増殖した特定母樹から採取する種樹を主として生産事業者団体等に配布するために実施する事業

三 生産事業を行い、又は行おうとする者が、特定母樹の増殖を行い、その増殖した特定母樹から採取する種樹から配布の目的をもって苗木を育成するために実施する事業
本則に次の二条を加える。

(報告の徴収)

第十五条 特定都道府県知事は、この法律の施行

に必要な限度において、認定特定増殖事業者に対し、認定特定増殖事業計画の実施状況について報告を求めることができる。

(罰則)

第十六条 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の刑を科する。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

平成二十五年六月三日印刷

平成二十五年六月四日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

D